

平成21年9月8日（火曜日）午前10時00分開議

### 本日の会議に付した案件

認定第1号 平成20年度久慈市一般会計歳入歳出  
決算

### 出席委員（23名）

1 番 梶 谷 武 由君 2 番 上 山 昭 彦君  
3 番 泉 川 博 明君 4 番 木ノ下 祐 治君  
5 番 澤 里 富 雄君 6 番 藤 島 文 男君  
7 番 砂 川 利 男君 8 番 畑 中 勇 吉君  
9 番 小 倉 建 一君 10 番 山 口 健 一君  
11 番 中 平 浩 志君 12 番 中 塚 佳 男君  
13 番 佐々木 栄 幸君 14 番 桑 田 鉄 男君  
15 番 堀 崎 松 男君 16 番 大久保 隆 實君  
17 番 小野寺 勝 也君 18 番 城 内 仲 悦君  
19 番 下斗米 一 男君 21 番 下 舘 祥 二君  
22 番 大 沢 俊 光君 23 番 濱 欠 明 宏君  
25 番 高屋敷 英 則君

### 欠席委員（なし）

### 欠員（1名）

20 番

### 事務局職員出席者

事務局 長 根井 元 事務局次長 澤里 充 男  
庶務グループ 外谷 隆 司 議事グループ 長 内 実  
総括主査 主 事 津内口昌紀

### 説明のための出席者

市 長 山内 隆文君 副 市 長 菅原 和弘君  
副 市 長 外舘 正敏君 総務企画部長 佐々木信蔵君  
市民生活部長 野田口 茂君 健康福祉部長 菅原 慶一君  
(兼福祉事務部長)  
農林水産部長 亀田 公明君 産業振興部長 下舘 満吉君  
産業振興部部長 猪久保健一君 建設部長 晴山 聡君  
(兼水道事務部長)  
山形総合支所長 田老 雄一君 会計管理者 砂子 勇君  
教 育 長 末崎 順一君 教 育 次 長 中居 正剛君  
選挙管理委員会 委員 長 鹿糠 孝三君 監 査 委 員 木下 利男君  
委 員 長 農 業 委 員 長 荒澤 光一君

そのほか関係課長等

午前10時00分 開会・開議

○委員長（高屋敷英則君） ただいまから決算特別委

員会を開きます。

本委員会に付託された議案は、平成20年度各会計決算であります。

この際、議案の審査日程及び審査方法についてお諮りいたします。

議案の審査日程は、本日及び9日の2日間とし、審査の方法は、認定第1号の一般会計については、歳入歳出別款ごとに質疑を行い、その質疑終了後に財産に関する調書について説明を受け、質疑を行うこととしたしたいと思います。次に、認定第2号及び認定第4号から認定第10号までの特別会計については、歳入歳出ごとに、認定第3号の国民健康保険特別会計は勘定ごと、歳入歳出別に質疑を行うこととし、認定第11号の水道事業会計については、一括して質疑を行うこととしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高屋敷英則君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、各委員にお願いいたします。質疑の際は、ページ及び項目等を示して行い、簡潔にお願いいたします。

### 認定第1号 平成20年度久慈市一般会計歳入歳出決算

○委員長（高屋敷英則君） それでは、付託議案の審査に入ります。認定第1号「平成20年度久慈市一般会計歳入歳出決算」を議題といたします。

歳入、1款市税、質疑を許します。城内委員。

○城内仲悦委員 16、17ページですが、固定資産税のところで、金額は大して大きくないんですけども、固定資産税の現年課税分から不納欠損が8万2,000円出ているわけです。不納欠損を見たら、大概是滞納繰越分から発生をしていくわけですけども、現年課税から、8万2,000円という金額は少ないんですが、出た理由、内容について、まずお聞かせいただきたいと思っております。

○委員長（高屋敷英則君） 砂子収納対策課長。

○収納対策課長（砂子吉勝君） ただいま城内委員のご質問にお答えします。

確かにおっしゃるとおり、現年の不納欠損というのは極めてまれな例なんですけれども、これは、平成20年の1月に課税になったものが、9月ころだったと思

いますが、会社なんですけども、清算終了いたしました、まるきり倒産したと。ということで、古い分から何年ほどありましたでしょうか、複数年ございますが、この現年までを一括して即時欠損としたところでございますので、ご了解願いたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 城内委員。

○城内仲悦委員 そうしますと、その倒産による総トータルの不納欠損額は幾らなんですか。以前の滞納繰越分があって、現年まで即やったということですが、トータル的には幾らの不納欠損額なんですか。

○委員長（高屋敷英則君） 砂子収納対策課長。

○収納対策課長（砂子吉勝君） ちょっとそれにつきましては、資料取り寄せて、ただいまの委員のお話は、その会社が、その複数年にトータルで幾らの欠損処分になったのかというお尋ねでございますよね。

○委員長（高屋敷英則君） 城内委員。

○城内仲悦委員 先ほど答弁で、1月の課税のときはあったけども、9月に倒産をして、現年課税まで不納欠損に処分したんだという答弁で、いずれの分もあったということでございましたので、この会社自体が、前年度あるいは前々年度ずっとその滞納を繰り返してきたのか、そのトータルは幾らなのかと質問しとるんです。

○委員長（高屋敷英則君） 砂子収納対策課長。

○収納対策課長（砂子吉勝君） わかりました。ちょっとお時間をいただきたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） ただいまの質問の答弁は保留として、次の質疑に入ります。小野寺委員。

○小野寺勝也委員 一つは、現在、滞納整理で、県段階での滞納整理機構を立ち上げて滞納整理に取り組んでいるということなわけですが、この整理機構を通じての滞納が克服された件数と金額はどれぐらいになっていますか、お聞かせください、第1点。

第2点目は、昨今の経済状況でなかなか税金を納めるのにも苦慮しているという中で、物納、市段階でも物納ができるのかどうか、2点目。

3点目は、これは、個人市民税で見ると、18年度比で見ると3億程度の増になってますね。去年度、前年比でも何千万か何がしの増になってますね。これは、所得税との振りかえ措置の関係だと思んですが、結果として、今まで私が聞いてきたのは、プラス・マイナス・ゼロだよという説明だったんです。結果として、

プラス・マイナス・ゼロではなくて、いわゆるプラス、税金はふえる、そういう部分がなかったのかどうか。

まず、その3点お聞かせください。

○委員長（高屋敷英則君） 砂子収納対策課長。

○収納対策課長（砂子吉勝君） 私のほうからは、機構にかかわった分はどれほどかということと、市税の物納は可能かというようなことについてお答えさせていただきます。

滞納整理機構は、18年から発足しまして、18年10月から職員を派遣しているところでございます。いろいろ期待しておるわけですが、一つには、収納のノウハウのアップということで、職員の研修と、それから、実地でそれをやることによって収納率を上げたいということ等が大きなところでございます。20年度では、機構はどの程度関与したのかというようなことでございますが、これが、機構にやる前に、まずあなたの滞納がちょっと多いとか、長年にわたるので機構に渡しますよという移管予告をいたします。移管予告でお払いいただければいいんですけども、払わないような方はそちらのほうに送るということですが、これが送った件数が20年度は62件、滞納額が6,200万程度と。この6,200万円は62件で6,200万じゃなくて、その前の年等から入ってますので、一人100万円とはなりませんので、そこはご承知願いたいと思います。その結果、差し押さえ等が20年度は41件、その金額、抑えて換価といいますか、税に充てがわれたのは420万円程度というふうになっております。

それから、第2点の市税の物納ということでございますけれども、これは、現在の法律では認められておりません。たった一つ相続税だけが物納が認められておりまして、それ以上は地方税のほうとしては、そこまでは行っておりませんので、ご了承願いたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 久慈税務課長。

○税務課長（久慈正俊君） 税源移譲に絡みましての市民税の影響でございますけども、先ほど3億という数字でお聞きしたんですが、税源移譲での単年度ごとの見通しといたしまして、私どもの試算では、単年度で2億程度の影響ということで試算しております。ただ、これとあわせまして、定額減税が19年度廃止になっておりまして、5,000万程度の影響が出ております。

それから、これは税源移譲に絡みまして、住民税と

の調整の関係で還付が発生しておりますけれども、これが、所得変動によつての還付ということで、年度だけを見ますと、20年度において3,300万ほど還付が発生しております。単年度で見ますと、2億に對しまして5,000万、それから、3,000何がしということで、その年だけを見ますと、約1億程度の増という形にはなっております。が、この税源移譲につきましても、長期での例えば住宅ローン等にも関連してきております。それから、今後のものでございますが、緊急経済対策としての住宅借り入れ等にも連動してきていますものでございまして、なかなか一概に幾らとは言えないんですが、20年度だけを見ますと、単年度だけの数字を見ますとそういう形でございます。

**○委員長（高屋敷英則君）** 小野寺委員。

**○小野寺勝也委員** そうすると、税源移譲、振りかえ措置で負担増になったケースはないということですか、確認の意味で第1点。

それから、市税の納入に当たって、過般の一般質問でも議論されて、20年度で見ると、不納欠損処分で見ると881件ということで出てるわけですが、これのそれとの事由を見ると、死亡、財産、倒産ということで、極めて実態とすれば深刻なケースが広範に発生しているということがうかがえるわけです。

これはちょっと資料があれですが、平成20年3月時点の国保加入世帯の所得別階層、これで見ると、国保加入世帯の47%強が所得60万以下です。所得60万ということになりますと、給与収入でいえば125万です。そうすると、この数字は大体60歳代の生活保護世帯の本市の年額にほぼ匹敵するんですね。こういうことからいけば、低所得者がかなり広範に存在すると。ですから、この税金を納めようと思っても納めれないという深刻な事情があるというのは、こういう状況からもわかると思うんです。

そういう点では、やっぱりそういう一部の実態と、それから、担税力があって納めていないというケースも中にはあろうかと思ひます。確かに、私どもも真偽のことは定かではありませんけれども、倒産状態にありながら、毎年海外旅行をしているという話も聞く場合もあります。そういう点では、やはり生活実態というものをやっぴり厳しく区別をして、峻別をして対応することがいつにも増して大事になってきているというふうに思ひます。そして、そういう大変なケースについ

ては、制度活用も進めて生活を立て直していただく、再建していただくと。そして、新たな形で社会的にも寄与していただくということが大事だと思うんですが、改めてお聞かせをいただきたいと思ひます。

**○委員長（高屋敷英則君）** 久慈税務課長。

**○税務課長（久慈正俊君）** 税源移譲によつて大きいくりは、所得税のほう税率が下がりまして、住民税のほう税率的にアップすると。全体として同じ均衡を保つために、例えば、住民税において調整、措置をとつて減額するといった部分も講じてるわけなんです、負担増になっている部分はないかという問い合わせでございますが、これについては、個々のケースになってくるかと思ひますので、なかなかここで一概にこういう場合はということは申し上げれない部分でございます。また、個々の課税状況、ちょっと手持ちがございませんので、ご了承いただきたいと思ひます。

**○委員長（高屋敷英則君）** 野田口市民生活部長。

**○市民生活部長（野田口茂君）** 総括的な収納対策ということでご質問いただきました。委員のほうからご指摘いただきましたとおりの部分が確かにございます。滞納者の世帯のその状況を把握いたしますと、低賃金による滞納者、またはローンの返済、そして、失業中という方々が、どちらかといえば多い傾向にございます。これは、一般税にあつても、国保税にあつても同様の状況でございます。

それらにつきまして、私どもは何が何でもということではなくて、担税力があるかどうかということを見きわめての判断ということになります、収納向上対策といたしましては、早期に納付相談をしていただくということ、新たな滞納者に対しては徹底をしているところでございますし、臨戸訪問をする、そして、催告、電話の催告、文書の催告でございますが、それらをし、さらには状況を踏まえて納付相談を行い、加えてその方々の中で幾らかでも払える状況があるとすれば、分納誓約をしていただくというような状況、または滞納処分として処理する状況のものもあるわけではございますが、いずれにいたしましても、市民の皆さんの納付ができるかどうかの状況、滞納納税者の方の、その状況を見ながら対応しているところでございます。

一方では、また私ども市の自主財源である税の徴収率の向上という大きな課題も持っておりますので、それらをあわせて今後推進してまいりたいということで

考えておりますので、ご理解願います。

○委員長（高屋敷英則君） 砂子収納対策課長。

○収納対策課長（砂子吉勝君） 保留していただきました先ほどの減免の不納欠損とその滞納者の滞納額は幾らかということについてお答え申し上げます。

法人市民税6年分と固定資産税7年分でございます。75万9,000円となっております。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 城内委員。

○城内仲悦委員 75万9,000円という答弁ですが、現年度は8万2,000円ですよ。そうすると、会社が倒産する以前の状況というのは、75万9,000円というのは、この現年分の8万2,000円からいうと、だから、10年、何年分なのかわりませんが、相当年数、5年以上はあれですから、5年分なのか、過去5年分が入っているのか、これ何年分さかのぼるのか、当然不納欠損がその都度発生してきますから、この会社の場合は、この滞納スパン、現年が8万2,000円で、19、18、17といずれあると思うんですけど、その年度ごとの滞納額と、それがどういう解釈かわかりませんが、どのような対応してきているのか。倒産した結果、現年まですぐ処分したというさっきの答弁ですけど、それ以前の対応はどうなっているのか。会社としての機能が客観的に見てどうなっていたのか。その辺はどのような対応をしてきて、結果としてこうなったのかお聞かせください。

○委員長（高屋敷英則君） 砂子収納対策課長。

○収納対策課長（砂子吉勝君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

平成14年から法人市民税があったわけでございます。平成19年まで6万円前後の法人市民税がかかっております。それから、固定資産税は、平成15年から大体1年に今言った8万円前後の固定資産税がかかっておりまして、その金額が丸きり支払いがなくて、先ほどの75万9,000円前後になったということでございますけれども、この十六、七年くらいまでは会社活動をしていなかった。で、滞納整理にまいますと、その事業所を売ってお金をこさえて払うからということで、延ばし延ばしにしてきましたけれども、どうしてもそのこと自体も、売ったんですけども、税のほうには回らなかったと、借金のほうに先に回ってしまったという

ようなことで、税金の納入には至っておりません。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 城内委員。

○城内仲悦委員 今処分をしてお金を生み出したけども税までは回ってこなかったということですが。優先度というのは当然あるんですが、その辺はこの場合は税の優先度というのは考えられないか、それとも、どういう処分をしたのか、その辺はちょっと見えてこないんですけど、売ったんですけども、その部分税のほうには回ってこなかったということですけど、そういう対応をしたのか、その辺は民間の借金のほうが多くてそちらに、債権が多くてそれに回ったということなのか。総トータルで実態をつかんだ上だと思うんですが、その辺はちょっとわかりますか、もう少し。

○委員長（高屋敷英則君） 砂子収納対策課長。

○収納対策課長（砂子吉勝君） お答えいたします。換価・配当も優先度は租税が優先ではないかというようなことからのご質問のようにお聞きしますが、これは、一般質問のときにも租税のほうが優先だというようなお話をしておりますけれども、何もない同じ条件の場合は租税優先で、租税の中でも国税、地方税というふうに戻ってくるんですけども、民間であっても何であっても、先に抵当権が入っているほうに権利がいきます。優先度はそうです。大概の不動産とか会社の場合は、もう家を建てることからほとんど抵当かに入っております、大概の場合は、税の滞納はその後かかってくるわけですので、どうしても後に回る。まず9割5分は先に抵当が入っております。

たまたま平成20年度では、倒産された会社の売掛金があるのを見つけまして、それを破産宣告される前に差し押さえたというようなこともございますけれども、そこでされも、抵当だけで勝負しようとする前に抵当権が入っておりました。そういうような形で、それぞれの個別案件によって違いますが、できるだけ差し押さえ、そして、納付に回るように努力しているところでございます。

○委員長（高屋敷英則君） 梶谷委員。

○梶谷武由委員 それでは、17ページ、個人市民税と、それから、今話をされている固定資産税の部分について質問をしたいと思いますが、一つは、市民税が課税されるのは、前年の所得によって課税されるわけですが、前年の所得が確定した以降に収入の激減があった

と。例えば、失業等、そういうのがあった場合の処理とか取り扱い、それはどのように行われているのかが一つ。

それから、収納率にかかわっては、先ほども取り組んでいる状況等も説明をされたわけですが、平成19年度で0.3%の減、平成20年度で0.7%と減少しているわけです。このような状況を見たとき、どのように分析をしながら今後取り組んでいこうとしているのか、それについてお伺いします。

それから、もう一つは、固定資産税の債権の回収の部分についてですが、さきの一般質問のとき私が質問したのについて、税が優先をするという、そういうお答えをいただいたわけですが、それも、今の答弁、話によると、一般的な場合はそうだけでも、抵当権が設定されていればそうではないという答えになったわけで、そうすると、先ほどの一般質問で質問した、いわて森のトレーの税にかかわっても、同じような取り扱いと、不納欠損という処理というのが出てくる可能性があるというふうにも思われるんですが、その部分についてお伺いします。

**○委員長（高屋敷英則君）** 野田口市民生活部長。

**○市民生活部長（野田口茂君）** 過般の委員からの一般質問でいただきました質問に係る部分でございますが、企業の個人的な情報といいますか、ということで、その内容についてはここであからさまにするわけにはいきません。私、ご質問を受けたときに、仮に滞納があった場合においてはどうなるのかという仮定の質問とお受けいたしました。というのは、議員さんも一個人、または企業の個人情報を持ってここで議論されるとは私も思っておりませんので、それで、あった場合ということでお話をしたところでございます。仮にそういうような部分であれば、例えば、地方税法第14条の中で、地方税の優先の原則というのはございます。それは、先ほど課長のほうから申し上げましたように、一般的な原則でございます。ただ、そこに差し押さえとか抵当権とか、さきに着手されたものがあるということであるとすれば、それらは個々の状況によって判断しなければならぬものでございまして、一概にこれの場合はこうだという判断はできないところでございます。

また、それから、不納欠損の話も出たところでございますが、いわゆる一般に時効を中断して、催告、督

促いろいろやっている状況にあるとすれば、現時点においては不納欠損にはならないということをお話したところでございますので、ご理解をお願いいたします。

**○委員長（高屋敷英則君）** 久慈税務課長。

**○税務課長（久慈正俊君）** 個人市民税に関しまして、前年度に所得がありまして、翌年度課税になったと、その場合に、何らかの理由で所得が減少した場合ということとらえましたが、この何らかの原因という部分がちょっと私たちには非常にとらえる場合に、例えば、もう完全に働けない状態、例えば、医師等の判断でのもの、あるいは何からの事由で生活保護受給になった、そういった場合については、減免措置も考えられますが、なかなか一時期な働いてませんという形での判断が、その後どうなのか判断がなかなかつきにくいというところがございますので、ケース・バイ・ケースで具体的にもしあれば事務的に対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

以上でございます。

**○委員長（高屋敷英則君）** 砂子収納対策課長。

**○収納対策課長（砂子吉勝君）** 私からは、梶谷委員からお話ありました個人市民税の収納率が19年0.3%、平成20年0.07%下がったということについて、この辺の事情ということにお答えしたいと思います。

まず、個人市民税は、現年分ですが、この決算書では、個人市民税現年は96.43%となっております。2年ほど前までは97.5%前後で推移しておったんですけども、平成19年の税源移譲をということで、市民税が所得税は減ったのですが、市民税がふえたということで、かなり収納率をおとしました。全県的なことではありましたが、特に、久慈市の落ち込みがありましたのは、やはり特別徴収で取っている市町村、例えば、県内代表的な所では、花巻、北上がその事業所が多いわけでございます。そういう所は、特別徴収なものですから、もう給料天引きになりますので余り下がらないと。北上とか花巻は、特別徴収率、給与支払い報告書に対する特別徴収率は75%前後になるわけでございます。ただ、久慈市は給与支払い報告書が1万3,000件ほどくるんですけども、7,000とか6,000件くらいしか特別徴収にならないと。こういったところで、普通徴収するに当たって、後からいただくわけですけども、税金の金額も高額になっているために、支払いが渋いということで、この辺の収納率

を落としました。それが19年だったんですけど、20年には、所得税が減ったということもわかっていただいて、前半戦は復元して非常に個人市民税も上がっておったんですけども、9月、10月の世界同時不況のあたりからちょっと渋くなってまいりまして、予算委員会でお知らせしたときはもう上がっている状況だったんですが、年度末と5月に収納率をおとしまして、こういう結果となっております。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 小倉委員。

○小倉建一委員 17ページ、先ほど城内委員からも質問ありましたが、この法人の不納欠損にかかわってお伺いしますが、この倒産、そして、清算になったということは、登記上清算になったのか確認したいと思えますし、その現年度不納欠損額が出ておりますが、税法上の根拠についてもお示し願いたいと思えます。

○委員長（高屋敷英則君） 砂子収納対策課長。

○収納対策課長（砂子吉勝君） ただいまの小倉委員の質問にお答えします。その登記上の結了になったかということとはちょっと確認させていただきたいと思えます。税理士つきの文書で回ってきたのを私は承知しておるところでございます。

それから、もう一つが法的根拠ということだったと思えますけれども、地方税法15条関係でございまして、執行停止、即時停止というようなことになろうと思えます。

この際お話ししておきますと、不納欠損に至るに当たりましては、地方税法の18条による消滅時効、これは権利の消滅です。徴収権、税金を取る権利が消滅されます、5年たちますと。その間に中断をかけるわけですけども、それは、差し押さえするとか、それから分納誓約をとるとか、一時払いをいただくとかという形でありましてそこで中断します。そこからまた5年です。ではありますけれども、今回の場合は、15条の関係で執行停止、つまり納税義務が執行停止になります。3年で全部なくなるという件と即時の提出と二通りございます。いずれも地方税法15条でございまして。それが、この根拠となっております。

○委員長（高屋敷英則君） ただいまの登記上の清算かという質問については、この答弁を保留にして。小倉委員。

○小倉建一委員 そうしますと、例えば、今後、不況

の中で倒産、あるいは清算の会社が出てくるという場合は、同じような対応をこれからもとっていくのかということをお伺いします。

○委員長（高屋敷英則君） 砂子収納対策課長。

○収納対策課長（砂子吉勝君） 倒産した会社に対する対応はこれと同じようであるかということでございますが、その場合によりますので、これと同じというような形はなかなかないと思えます。まず、この件は、この会社の件は、向こうが支払う意思を表明しておりまして、数年待ったという経緯がございまして、最後執行停止で欠損処分としたということでございまして、昨年あたり、倒産があつてその滞納処分したの中には、私ども、滞納整理機構からいろいろ指導を得て、レベルアップを図っておるところでございます。

具体的に一つか二つ例を申し上げますと、まず、さっき申し上げました、売掛金を見つけて、そして、倒産を裁判所に申し立てても、裁判所がその申し立て開始まで時間があるわけですが、その間に私どもが動いて、もし売掛金があつたり、それから、例えば、県工事の代金が残っていたりすると、そちらを押さえに回って換金を図るということがございました。そういうわけで、それも叶わず最後には欠損ということもあるかもしれませんが、そういうわけで、ケース・バイ・ケースだということでひとつご了解願いたいと思えます。

○委員長（高屋敷英則君） 小倉委員。

○小倉建一委員 どうも、その抵当権設定が民間業者が早かったということですが、いつごろ抵当権設定になって、市のほうではどういう対応をしたかということをお伺いします。

○委員長（高屋敷英則君） 砂子収納対策課長。

○収納対策課長（砂子吉勝君） お答えいたします。今、抵当権を何年何月に得たかはちょっと承知しておりませんが、四、五年前だったように記憶しております。それで、当方も差し押さえもできたんですけども、先ほど言いましたように、差し押さえしましても大変な金額が既に抵当権設置されておりまして、仮にしまして、そちらの裁判所つきで公売に出しても、落札になつてもこちらにはお金が回ってこない、配当がこないというのがわかっておりました。それよりも、1対1の交渉で、いや、それでは困りますので、売れたら任意売却と申しますけれども、任意売却の分の金

額を当方のほうに納税をお願いしたいということで、数年推移したところでございます。

○委員長（高屋敷英則君） 中塚委員。

○中塚佳男委員 16ページ、17ページの市税のほうの欠損についてお伺いいたします。20年度の欠損額が4,700万円ほどで、前年度と比較して1,505万ほどの増加となっております。不納欠損額が前年度と比較して大幅にふえた理由についてお伺いいたし、また、不納欠損処分根拠法令では5年間の時効にかかわるものが、件数の半分程度となっているようですが、時効の禁止等のためにどのような対応をなさったのかお伺いいたします。また、分納をする場合、いつの時点で分納を進める考えでいるのか、今までの例と、また、本人からの希望で分納を申し出る場合は、それなりに簡単にいくと思えますけれども、5年間の有効期限ということですが、いつの時点で分納を進めているのか、あわせてお伺いいたします。

○委員長（高屋敷英則君） 砂子収納対策課長。

○収納対策課長（砂子吉勝君） 3点ご質問いただきました。一つは、不納欠損が前年に比べて相当ふえておるが、その理由とは。それから、2番目は、時効によるところの不納欠損が昨年の半分になっているが、これはなぜかと。それから、三つ目は、分納はいつの時点で分納はスタートするのかというふうにお受けとめましたので、お答えしたいと思います。

今回、不納欠損は例年以上に出しまして、まことに心苦しく思っておりますけれども、現在、久慈市の状況を申しますと、15年ほど前、平成4年にこの滞納分が1億5,000万ほどだったんですけども、この平成20年に毎年積み重ねになりまして4億5,000万ほどになっております。約3倍となっております。その間に収納率も落ちましたが、私どもは収入未済額と申しておりますけど、収入未済額がそのように膨らんだと。数年というか、いつもそれを何とかしたい、収入未済額を減らしたい、収納率を上げたいということでやっておりましたけども、過年度がとれて、現年がとれば一番いいわけですけども、なかなかもう大変だと。そして、過年度がふえているために、現年度とか通常にとっても、全体の収納率がもう上がらないような状態になっています。したがって、今回、不納欠損を大きく出して、古いほうの軽量化を図って立て直しをしたいというふうを考えております。ただ単に、そ

の時期が来たので減らしたと、そういうことではなくて、今回をターニングポイントに上向きたいということでございます。

なぜふえてきたかといいますと、数年前から実は何と皮肉なことに、分納誓約を始めたところまたふえてきた。分納誓約をすると、そのときは、後送りするわけですけども、約束どおりお払いできればいいんですけども、なかなか難しくなってきた、不履行の方が多いと。単に債権を後送りしてるだけというような方で、この人たちは分納誓約してるから時効にもならないと。時効にならないので、執行停止をかけて、その古い分については今回始末をして、新しいほうで再出発をするというようなことで、このことは進めております。

そういうわけで、本年これまで余りやりませんでしたが執行停止の即時停止等の分類が大きくなっていて、時効のほうが減っているということが、2番目の答えになっちゃいますけども、そういうことでございます。

それから、分納はいつの時点から始めるのかということでございますけども、これはいろいろございます。納税相談のときにお願います、払ってくださいと。いや、1回には無理です。じゃあ、幾らぐらいだったらいいですかということで、毎月の額を書いてもらって、いつ清算という、そして、分納誓約書に判こをつけていただくというところで、そこで時効は中断することになっております。また、それだけじゃなくて、差し押さえに行きますよ。私どもは、短期の差し押さえは搜索と申しますけども、搜索に行きますという送達文書を持って上がりまして、10日以内にお払いいただければ、家宅搜索をして差し押さえします、あとは公売しますというふうな文書を出しますと、大概の方はお支払いするか、払えなければ分納誓約を書いていただきます。そのときに分納誓約が始まると。分納誓約が始まったら、私どものとこに集金員が2人いますので、毎月そこへ行くというような段取りで進んでおります。

この平成20年には7月に広報で見たかと思われましても、滞納はだめですよと、イエローカード、レッドカードみたいなのがあったと思えますけども、あの後、滞納整理機構にあなたは送りますよという移管予告を2,000通ほど出しましたら大変な反響がございまして、8月は過年度の収納が2,000万を超したと。こ

れまでなかったくらい徴収ができました。大体去年あたりで、1年に1億前後しか取れないんです。1年で古い分は1億前後しか取れないんですけども、今回は8月、そういう方策をとったところ2,000万ほど入ったと。単純に12掛ければ2億4,000万になりますが、そうはならないと思いますけども、そういった形で徴収のほうも努力しておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 木ノ下委員。

○木ノ下祐治委員 先ほどの小野寺委員さんのほうからも物納は法律でどうなってるんだということで話がありました、いわゆる未収額がふえている状況にある。そして、その物納は法律で認められてないという答弁があったわけですが、実際問題として、その差し押さえの話も先ほどから少々話が出ているわけですが、こういう例えば、財産の差し押さえ、そういったこと等も実際には当局側ではしているわけですか。そして、もし、それを聞いてからのほうがいいかな、答弁を聞いてからにします。差し押さえして、それを売却したこと等があるのかどうか、そこをよろしく。

○委員長（高屋敷英則君） 砂子収納対策課長。

○収納対策課長（砂子吉勝君） 差し押さえの状況について多少詳細にお知らせ申し上げたいと思います。

平成20年に差し押さえしました件数は172件、納入された金額は1,600万ほどでございます。内訳は預金の差し押さえ、国税還付金の差し押さえ、国税還付金の差し押さえが一番多いでございます。それから、売掛金、売掛金は500万ほどです。それから、保険をかけている人、強制解約しまして差し押さえいたします。これが2件。それから、給与差し押さえが3件、動産、先ほど言いました搜索しまして、テレビであるとか家財道具を差し押さえするのは8件、土地、建物は4件でございます。それから、あと参加差し押さえとか交付要求というのがございまして、これは、ほかの機関、銀行さん等が差し押さえして、公売した場合に、こちらに債権がありますと配当があるというような、ちょっと他力本願的な差し押さえもございます。それによって何百万か、何百万が入ったのは平成21年になってからですので、これは、この決算の中には入っておりません。差し押さえの状況はそういうことで、元に戻ると合計172件、1,600万と。珍しいのは、株券が百数十万ございました。

○委員長（高屋敷英則君） 木ノ下委員。

○木ノ下祐治委員 今回の説明を聞きますと、市単独では不動産そのものの差し押さえ、売却はないと私はお話をそのように取りましたが、そういうことでよろしいですか。

それと、先ほどからる議員の皆さんから、この未収額、不納欠損等について随分と質問が出てるわけですが、それぐらい経済状況が悪い状況にあると、そういうことで、久慈市は深刻な状況になっているわけですが、そういった点で、税金を納めたくても納めれない、そういう決して皆さんが納めたくないわけではないんでしょうが、そういう事情等で納めれない方もあるということになるわけですが、不動産関係の部分も大分、いや、売れるのではあればそれは売りたいけども、売れないとか、そういう話等もどうかすると耳にするんですが、その辺は実際はどうなっているんですか。

○委員長（高屋敷英則君） 砂子収納対策課長。

○収納対策課長（砂子吉勝君） 3点ほど質問されました。不動産の差し押さえはないと聞いていたがということと、それから、払えたくても払えない人たちにに対する対応はということと、物納の関連でしょうか、不動産で払いたいがかとというような人も聞くかどうかというふうに受けとめました。

不動産の差し押さえはしたけど、お金にはゼロ円だったというふうにお願いします。差し押さえする場合に、この部分を差し押さえしますよって範囲を決めるんですけども、それが直接金になるわけじゃないので、平成20年は差し押さえ対象分は4件で1,500万ほどだったんです。だけでも、現金納付になったのはゼロ円だというふうに受けとめていただきたいと思います。

それから、2番目の払いたくても払えないという方もございます。この不納欠損の中にも入っております。それから、もっと明らかなのは、途中から生活保護を受けることになったといった場合に、以前に課税しておりました税金等は欠損のほうにあらわれてまいります。

それから、不動産で税をとという方は、確かに私も臨戸訪問に行ってございました。その方は、払うつもりはあると。国民健康保険は払うと、病院にかかりたいから。だけど、固定資産税は、おれは確かに資産は持っているけども、現金を生まないの、これでよかつ

たらもう土地で持って行ってほしいという方もございました。でも、やはり、私どものほうでは、いや物納はできませんので、何とかお願いしますというようなことで、分納で少しずつもらってるというような方もございます。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 梶谷委員。

○梶谷武由委員 45ページ、46ページにあります寄附金にかかわる分ですが、いわゆるふるさと納税、これは始まった……

〔発言する者あり〕

○梶谷武由委員 失礼しました。

○委員長（高屋敷英則君） 小倉委員の保留してある質問に対する答弁を求めます。

○収納対策課長（砂子吉勝君） 先ほど小倉委員から質問を受けておりました清算結了は登記上されているのかということにお答えしたいと思います、登記上の清算済みということで、今報告がまいております。よろしく願いいたします。

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を打ち切ります。

2款地方譲与税、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を打ち切ります。

次、3款利子割り交付金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を打ち切ります。

4款配当割り交付金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を打ち切ります。

5款株式等譲渡所得割交付金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を打ち切ります。

次、6款地方消費税交付金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を打ち切ります。

7款自動車取得税交付金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を打ち切ります。

8款地方特例交付金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を打ち切ります。

9款地方交付税、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を打ち切ります。

10款交通安全対策特別交付金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を打ち切ります。

11款分担金及び負担金、質疑を許します。城内委員。

○城内仲悦委員 23ページですが、ここの負担金、中の児童福祉の関係の保育料ですけども、19年度の不納欠損が15万3,500円で、20年度の不納欠損が290万9,900円にふえておるわけですが、これは、不況が原因でのことなのか。このふえた理由についてどうとらえているのかお聞かせいただきたいと思ひますし、いわゆる公立保育園運営費と私立保育園運営費に分かれて徴収しているわけですけども、この中で不納欠損の割合はどうなっているのか、内容をお聞かせいただきたいと思ひます。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 菅原福祉事務所長。

○福祉事務所長（菅原慶一君） 平成20年度、平成19年度決算に比べまして不納欠損がふえたのではないかとこのふうなご質問等いただきました。確かにそうでございます。19年度は1件でございました。今回は10世帯16件でございます。

それで、ご指摘のように、私どもも、逐一ケースについて分析してはありますが、これについては、内容につきましては、やはり不況等も否めない理由があると思ひます。それで、結果的には、この10世帯分がたまたま時効の年度に達したというふうな格好にはなりません。と申しますのは、例えば、平成14年、15年のあたりを見ますと、この辺も、実は15件、16件、200万、300万の不納欠損を出しております。昨年、一昨年につきましては、たまたま常に最大限努力しているわけですけども、いずれその辺については、若干今回は伸びたということでございます。

それから、公立、それから民間の別による不納欠損といひますか、収納率云々というふうな話でございます。確かに平成19年度までにおきましては、公立はほぼ収納率、ほぼいいですか100%です。民間におきましては、若干不納欠損なりそれが出てくるんですけども、これにつきましては、昨年度来ずっと民間保育園長先生方と会議等を行ひまして、いずれ何とか収納率向上をお願いしたいということで、今の保育園ごと

に、どこの保育所が多いとか、そういうふうな平成20年度においての偏りは見られなくなっているところがございます。

以上です。

**○委員長（高屋敷英則君）** 城内委員。

**○城内仲悦委員** ことしふえたのは不況もあるけども、平成14年、15年の分が出てきたということでございますけども、傾向とすれば、保育料についても一時かなり問題になった経過があるわけですが、そういった点では、公立は100%、私立は園長先生方の協力を得ながら頑張ってきているということでございますけども、しかし、収納率が91.47%という状況で、依然として9割ちょっと超えた状況ですが、これは、目標は当然100%なんですけども、当局としての目標はどの辺に置いているのかというあたりと、不況の中での対応ですからなかなか難しい面もありますけども、そういった点でやっぱり法的な対応をしながら、生活が、できないような、追い込むようなやり方の措置じゃなくて、生活を立て直すということからの対応が必要じゃないかと思えます。特に子育ての最中の状況の中での対応ですから、そういう点では、機械的な対応でなくて、やっぱりそういった意味での生活を立て直すということでの対応が、ここの部分では必要じゃないかというふうに思いますが、そういうふうな対応をしてくるんじゃないかと思えますけど、事実をお聞かせください。

**○委員長（高屋敷英則君）** 菅原福祉事務所長。

**○福祉事務所長（菅原慶一君）** まず初めに、収納率の目標はということでございましたが、目標とすれば、もちろん100%ではございます。それで、当面のと申されましても非常にそこは困るんですけども、いずれ収納率、保育料の収納につきましては、委員ご指摘のとおり、私どもも臨戸訪問私自身行ってますけれども、いずれその世帯に合った、それはいずれ事情をしんしゃくいたしまして、十分考慮してまいっているつもりでございます。

いずれ、先ほどの事情にもご指摘ございましたけれども、今回のいずれ不納欠損等の中身見ますと、ほとんどいいですか、母子家庭、離婚等に伴う母子家庭の方とか、いずれ事件を起こした方とか、非常に税のほうも大変でしょうけれども、またそれに加えて保育料の場合、またちょっと若干プラスの事情もある場合

もございます。

それで、その辺につきましては、いずれケース一つずつ丁寧にやりますし、昨年度来取り組んでますのは、いずれ早期の家庭状況の把握、ということで、2カ月、3カ月もう滞納が出ましたら、直ちに面接して相談に乗ると、そういうふうには、いずれ出ないような努力だけはもうとにかく最大限やってもらいたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

**○委員長（高屋敷英則君）** 木ノ下委員。

**○木ノ下祐治委員** 民生費にかかわってちょっと質問をしたい。

**○委員長（高屋敷英則君）** 今は、11款の分担金及び負担金の項ですので、民生費は歳出のほうでお願いします。

**○木ノ下祐治委員** 民生費負担金のほうで質問しようと思ったんですが、生活保護等をもらっている方々がおられるわけですが、そこで、細かい話になるんですが、生活保護をもらいながら、例えば、先ほどの離婚した方々とか、そういった話等が話の中に当局のほうから出てきたわけですが、生活保護をもらいながら、例えば、夜仕事をしている方々があったり、例えば、生活保護をもらいながら、例えばですよ、春先山菜とりをしたり、例えば、今の時期になればマツタケとり等をする方が実際あるわけですよ。それが、表に出てこない部分があるわけですが、なぜその話をしますかという、つい何日か前の話なんです、生活保護をもらって、例えば自分が言うには目が見えないとか、そういう話をしながら生活保護をもらっている。そして、車を運転して山にマツタケをとりに行っている。実際そういう方がおると。そういう実態等を当局のほうで多分把握はしていないと思うんですが、把握していれば生活保護なんてあげるはずがないんですが、実際そういうこと等があること等は、恐らく議員の皆さんも何人かは、そういうことを実態を把握している方がおると思うんですが、当局はそういった点で把握しているわけですか、多少なりともですよ。

**○委員長（高屋敷英則君）** 菅原福祉事務所長。

**○福祉事務所長（菅原慶一君）** 一般質問等の際にも若干そのような話に触れられましたけれども、いずれまず生活保護世帯におきましては、100%公的な扶助をするということではございません。それで、いずれ

働ける方、これについては、極力就業支援なり、それらをして自分の残っている手か力をできるだけ発揮していただいて、少しでも就労というか、自立に向けて努力してってもらいたいということで、そういうふうな面については指導しているところでございます。

それで、次に、これについては一般質問で、いずれ生活保護のケースの生活状況の把握きちっとやっているかというふうな話もございました。いずれこれにつきましては、一般質問の際にも申し上げましたとおり、段階ごとに、1月ごとにチェックする世帯、それから、一番長いのだと6カ月になりますけれども、いずれこれにつきましては、いずれ極力そういうふうな状況把握には努めているところでございます。いずれ私のほうも、実はあとで決算書でも出てまいりますけれども、いずれそのような事態が発生すれば、当然収入認定といえますけれども、収入があれば収入認定というのを減額いたしますし、それから、そういうふうな事態があれば、いずれ直ちに63条というんですが、返還してもらおう。それから、もっと悪質な場合には、今度は法的な手段もござります。いずれそのようなものについては、極力把握には努めますし、いずれ民生委員なり、議員さん方のいずれ情報もいただきながら、きちっと把握してまいりたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 木ノ下委員。

○木ノ下祐治委員 私は一番危惧しているのは、生活保護と久慈市の最低賃金です。ここの部分で、ややもすると、子供さんがいる方々とか、そういった方々の生活保護のほうが久慈市の最低賃金より高いというその状況にあることが一番私は危惧してんです。働く意欲をなくする、何も私は細かいこと言うつもりは本当はないんです。実態として、そういうことがあるんだということを、これは当局の皆さんも、市長さんもうなずいておりますから、実際はそういう状況にあるというのは把握しているわけですが、そのところを私が一番危惧してるわけですが、生活保護をもらったほうが楽なわけですね、実態となれば、それが一番危惧される場所だと、そのように思っています。質問をしているんですが、再度答弁をお願いいたします。

○委員長（高屋敷英則君） 菅原福祉事務所長。

○福祉事務所長（菅原慶一君） 生活保護制度におき

まして、まず、いずれ市町村ごとによって考えることではなくて、日本国憲法に基づく、いわゆるセーフティネット、最後のセーフティネットというふうな意味は非常に大きいと考えております。

ただ、現実には、個々の点から考えれば、そういうふうな間違っで見られるようなケースももしかすればあるのではと。そういうふうなのは、現在の今の現実の経済情勢等から考えると、非常に危惧される場所ではございます。いずれ最賃ぎりぎりの雇用形態、これらも私どもも重々把握しております。感じておりますし、それに比べて、生活保護の場合はどうかというと、いわゆる国の基準における扶助と、そういうことでございますので、いずれ生活保護につきましては、国民の大事な制度ではございますけれども、その制度の運営についてはきちんとやってまいりたいと、そう答えるところでございます。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を打ち切ります。

12款使用料及び手数料、質疑を許します。城内委員。

○城内仲悦委員 土木使用料ですが、市営住宅の件ですけれども、駐車料金が101万7,300円計上されておりますが、実は、その萩ヶ丘団地の路上駐車が目立つようになってきてるんですが、住宅一戸当たりの駐車場が1台なのか2台なのかちょっと私把握してませんが、どういうふうな設置になっているのか。現状は、住宅戸数からいって十分な駐車場スペースになっているのか。そうであれば、路上駐車がなければなんですけど、ちょっと目立つんですが、どのような管理状況でとらえているのかお聞かせいただきたいと思っております。

もう一点は、かかわるんでここで聞かせていただきたいんですが、この萩ヶ丘団地の東側の、向かって南向きに建ってるんですが、東側の棟が建っている側の道路が、依然として砂利道で未舗装で、管理が非常に悪い状況なんですが、これ市道なのか、市営住宅内の管理道なのか、はっきりしないまま今日まで来てるんですが、だれが管理するのか。いわゆる取りつけがずってなっている市道についてはちゃんと舗装になってちゃんと管理になっているんですが、それが、東側の棟の道路が依然として未舗装で凹凸が激しく管理が非常に悪いんですが、これはどなたが管理することになっているのかお聞かせください。

○委員長（高屋敷英則君） 晴山建設部長。

○建設部長（晴山聰君） 先ほどのお尋ねの土木使用料、市営住宅の駐車料金にかかわってのお尋ねであります。市営住宅の使用料金につきましては、新たに建設になったさいわい団地と、それから、みなと団地ですか、そういった新しい市営住宅には区画をした駐車場を設置してございます。そういったところからは、1台当たり1,500円ですか、料金をいただいておりますが、古い市営住宅のほうにはついては、そういった区画をした駐車場を設けておりません。そういったことからして、路上駐車といいますか、そういう形になっているものというふうに思っております。

〔発言する者あり〕

○建設部長（晴山聰君） それでは、ちょっと事実確認いたします。済みません。

○委員長（高屋敷英則君） 暫時休憩します。

午前11時13分 休憩

---

午前11時14分 開議

○委員長（高屋敷英則君） 再開いたします。佐々木建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木成人君） 萩ヶ丘の住宅でございますが、一世帯当たり1台の駐車場を確保してございます。80世帯分です。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 晴山建設部長。

○建設部長（晴山聰君） 萩ヶ丘団地からの砂利の道であります。市道でございます。久慈市が管理する路線であります。

以上であります。

○委員長（高屋敷英則君） 城内委員。

○城内仲悦委員 80戸あって80台分だということで、したがって、今一世帯1台じゃなくて2台になっている分がありますよね。そうすると、それ以上の分については路上駐車は黙認するということなのか。あるいはそういう届けがないまま、現時点、路上駐車がふえているんですよ、今結構。朝行ってみるとわかるんですが、確認してほしんですけども、路上駐車が結構ふえてますので、何かあったときに、当然、消防自動車も通れなくなっているときもあるし、そういった点では、戸数80戸に対して一世帯1台ということで80台分しかないということですが、その点では、駐車場スペースをふやすしか方途がないと思うんですが、その

点実態に合わなくなっている部分があると思うんですが、その点での検討をどうなされるのかお聞かせいただきたいと思います。いずれ実態を調べて対応をしていただきたいんですが、その点お伺いします。

それから、市道ということで、市の管理だということで答弁いただきましたが、簡易舗装といいますか、いろいろな方法あるわけです。今あちこちで廃材、古い表面をはいたやつを使って再利用してやっている部分があります。そういった点では、最低そこだけでもこの点やってもらわないと、非常に洗濯物も干せないという状況が、東側の住宅の方から苦情が出ているんです。そういった点での、管理を市道として管理するのであれば、速やかにそういう対応していただきたいというふうに思うんですが、お聞かせください。

○委員長（高屋敷英則君） 晴山建設部長。

○建設部長（晴山聰君） ただいまの路上駐車80台分、その管理のあり方、それから、市道にかかわっての整備、こういったものについては、現地を確認いたしまして、いずれしかるべき対応をしたいと考えております。

以上であります。

○委員長（高屋敷英則君） 畑中委員。

○畑中勇吉委員 25ページなんですけども、全般にわたってお伺いしたいんですが、市政改革プログラムの中で財政あるいは税・使用料等を収納なり、目標を掲げてやっておるわけです。この平成20年度の主要な施策の成果に関する説明書というのをいただくんですが、その中に、市税の徴収確保とか、財政にかかわる成果なり、そういう分が非常に少ない記載になっております。例えば、市税の関係は70ページと71ページで、15行ありなしぐらい、大変市にとっては重要な課題といえますか、部分だと思うんです。ですから、もう少し、収納なり、そういう職員の話を、課長さん方の話を聞きますと、厳しい財政ながらも大変な努力をして、その施策の中にはかなり成果といえますか、納めておるのもあるというふうなことだと思うんで、財政の健全化なり、税・使用料等収納対策なり、その部分等の全体的な部分、もう少しきめの細かい具体的な成果なり、あるいは処置、主要施策の状況を記載いただければ大変助かるなという気がいたします。それが第1点。

それから、第2点目は、税・使用料等の収納対策の推進について数値目標を平成18年立てたわけですよ、

随時見直しをしていくということで、平成21年になっておるわけですが、この数値目標なり取り組みの目標、その部分について若干お伺いしたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木信蔵君） 主要の施策の成果の表作成の手法と申しますか、今後の、もう少し中身のある詳細に、やっつてることの事実を上げてはどうかと。それについては、先ほどから質問を受けてやっつてお話をしておりますが、その辺について検討して、内容の濃いのを検討してまいりたいというふうに考えます。

○委員長（高屋敷英則君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木信蔵君） 各施策の数値目標の件でございますが、財政健全化におかれましては、経常収支比率80%以下、あるいは実質公債比率18%未満とかというふうなことで、ホームページで公表しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を打ち切ります。

次、13款国庫支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を打ち切ります。

14款県支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を打ち切ります。

15款財産収入、質疑を許します。小倉委員。

○小倉建一委員 45ページになりますが、財産収入の関係で、株式の配当金ですが、久慈物産市場株式配当金の件ですが、他の配当金を見ますと、前年とやや同じなわけですが、この物産市場に関しては半額以下になっているということですが、この経営状況についてお伺いしたいと思います。

もう一つは、不用物品の売払い収入67万ということ、多額な売払いあったわけですが、いいことだと思いますが、この内容についてお伺いいたします。

○委員長（高屋敷英則君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木信蔵君） 不用物品の売払い収入の件についてお答えを申し上げます。不用物品は、消防ポンプ車、いわゆる積載車、廃車になった分について売払いをしたところでございます。それが62台で67万でございます。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 下館産業振興部長。

○産業振興部長（下館満吉君） それでは、久慈物産市場の配当金についてのご質問にお答えをしたいと思います。前年比から比べて半分ぐらいになっているのではないかと、こういうご質問でございますが、経営内容と、こういうことでございます。委員もご承知かと思っておりますけれども、こういう状況、経済状況の中で、非常に取扱高の減少もしてございます。前年対比でいきますと85%ぐらいの売り上げ、そういった状況あります。もちろんその中身とすればさまざまあるわけですから、そういった中で何とか前年並みに、あるいはそれ以上ということで、一緒に一丸となって現在努力をしているという状況でございます。現実には前年対比85%ぐらいの売り上げにとどまったということから、配当金も減額になっていると、こういうことですのでご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（高屋敷英則君） 畑中委員。

○畑中勇吉委員 43ページの教員住宅の関係なんです、先日一般質問で妻生小中学校の旧校舎の活用と教員住宅の分質問させていただいたんですが、学校のほうの活用についてはいろいろな動きがあるということだったんですが、新しい教員住宅があるんですけども、教員住宅の活用のほうについては、これからどのように活用するおつもりなのかお伺いしたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 中居教育次長。

○教育次長（中居正剛君） 一般質問で教育長からご答弁申し上げておりますが、美術愛好家の方から学校等についての提案がございまして、その中で宿泊、美術家の方々がこの当市に参って宿泊をしながら絵を描くとか、そういう部分等についてもやっていきたいんだということございまして、この教員住宅についても、その一環としてその宿泊場所というような形でのご提案があるところでございます。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を打ち切ります。

16款寄附金、質疑を許します。梶谷委員。

○梶谷武由委員 寄附金の全般にかかわることですが、これはふるさと納税、いわゆるふるさと納税も含まれているのかというふうに思うんですが、含まれているのであれば、それぞれの項目について、どれぐらいふるさと納税の部分が入っているのかお伺いします。

あとふるさと納税で、これ以外の、この寄附金の項

目以外のところに関係して収入等に掲載されているのがあれば、その部分についてもお伺いします。

○委員長（高屋敷英則君） 宇部財政課長。

○財政課長（宇部辰喜君） ふるさと納税の内容についてお答えいたします。

金額につきましては55万5,000円がふるさと納税でございます。項目でございますが、件数でございますが10名でございます。そのふるさと納税の意向といいますか目的、こういうふうなものに使ってもらいたいというふうなことでございますが、市にお任せするという委任が3件ございます。それから、地域活動の支援に使ってほしいと、これが3件、人材の育成の推進が1件、それから、福祉の充実、これが3件、あと環境の保全、産業の振興がそれぞれ1件、それから、最後ですが、これは具体的な要望でございまして、繫小学校の図書の実を願ひしたいというふうなことで、延べで13件、ダブっての要望もございましたので、延べで13件ということでございます。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 梶谷委員。

○梶谷武由委員 そうすれば、例えば、人材育成とか、そういうのについては、一般の寄附金という形でここに掲載されているのか。一般教育、土木あるわけですが、それらの項目のうち、ふるさと納税の占めている金額が今わかればお願いします。

○委員長（高屋敷英則君） 宇部財政課長。

○財政課長（宇部辰喜君） この項目で申し上げますと、一般寄附金がほとんどでございまして、1件だけ教育寄附金10万円分がふるさと納税部分ということでございます。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を打ち切ります。

17款繰入金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を打ち切ります。

18款繰越金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を打ち切ります。

19款諸収入、質疑を許します。城内委員。

○城内仲悦委員 53ページ、久慈地区土地区画整理事業精算金のところですが、調定額が84万4,187円で、収入済みが5,000円で、不納欠損が16万9,967円、収入未

済額が66万9,220円という状況になっております。調定額に対する収入済みが5,000円という状況は、私はこの精算金の流れが具体的に最後がどうなるかわかりませんが、久慈地区の土地区画整理事業が、長期の開通のため、20年か30年かかかった中でこれは精算になったんですが、その関係で、払う人が亡くなったり、権利者が亡くなったりという状況でこういった状況が生まれているのか、調定額に対する5,000円の収入済みという状況はどういうことが反映していくものなのか。しかも、不納欠損がどんどんふえていくという中で、未済額が66万9,000円、これは最終的に、事情が事情であれば、それなりの対応が必要だろうし、本当に久慈市の責任でやったこの久慈地区の土地区画整理事業の長期になった事業がこのようにことを生み出しているのか、この背景も含めてちょっと、その見直しも含めてお聞かせいただけませんか。

○委員長（高屋敷英則君） 若干お待ちください。晴山建設部長。

○建設部長（晴山聰君） ただいまの久慈地区の土地区画整理事業にかかわってのご質問でございますが、これにつきましては、現在5人の方が滞納をされているものであります。そういった中で、分納誓約をもってお支払いいただいている方がございまして、その部分が歳入と、収入として現在調定されているものであります。

以上であります。

○委員長（高屋敷英則君） 城内委員。

○城内仲悦委員 5人分で1人は分納での約束があつて納めてるんだと。いずれ、それ以外の人たちはその分納の約束もしないまま移譲していくのか。そうしますと、滞納がそのままいつて、最終的に不納欠損ということになってくるのか。これは、年度でいうと、何年度までに到達するんですか、この精算金事業は、お聞かせください。

○委員長（高屋敷英則君） 晴山建設部長。

○建設部長（晴山聰君） ただいまのご質問でございますが、いつまでというお話でございましたけれども、こちらのほうとすれば、いずれ分納誓約に基づいて毎年お願いしているわけですが、そういった中でお支払いいただける部分だけもらっているということがございます。

それから、現在は裁判中でなかなか前に進まない、

あるいは久慈市外、東京のほうであります、もう転居してなかなか連絡がとれないという方もございます。そういった方については、そのときそのときで不納欠損でおとしていくという形になるかとも思っておりますが、いずれ連絡のつく方々については、毎年お願いをしにいつているという状況でございます。

以上であります。

○委員長（高屋敷英則君） 城内委員。

○城内仲悦委員 解決のため努力をしていただきたいと思っております。

もう一つ、収入未済額の関係で、林業構造改善事業補助金返還金との関係ですが、これは、たしか森のトレーの組合のほうに請求している分だというふうに思っておりますが、毎年15億3,400万のいわゆる雑収とか、こういうところに計上する、ある意味では空財源というふうに私たちは見るんですけども、ことしもこういった形で収入未済額として計上されているわけですが、これは、対組合に対する時効の中断措置がとられているのかどうか。これは、今裁判で進行してて、組合が豊田の会社、何というんですかね、トリニティですか、の会社と今やっております。それとが続いておるし、久慈市とすれば、この組合のほうに請求を出しているはずなんですけども、それは、裁判との関係で、裁判が終わらない限りこれ続いていくのか。もらえるの可能性とすれば、どういうふうにとらえているのか。中断の時効がちゃんと措置をとっているのか。毎年15億円の予算措置をして、予算額だけはやるんですけども、最終的にはその収入未済額に出して、決算では削るといことになるわけですが、そういった措置としてずっとこういった形になっていくのか。それを含めてお聞かせください。

○委員長（高屋敷英則君） 少々お待ちください。亀田農林水産部長。

○農林水産部長（亀田公明君） いわて森のトレーの件でご質問にお答え申し上げますが、時効の中断の関係でございますけども、これは、毎年時効の中断の手続として、債務の確認の手続を行ってございます。その手続でもって現在も中断というふうな手続になってございますので、ご了解いただきたいと思っております。

○委員長（高屋敷英則君） 亀田農林水産部長。

○農林水産部長（亀田公明君） それから、大変恐縮でございますが、あと2点目の件についてちょっと聞

き漏らしの部分がございましたので、改めて申し上げます。

○委員長（高屋敷英則君） 城内委員。

○城内仲悦委員 時効中断はやってるという答弁いただきました。そこで、これは、組合に対する請求出しているんですね、久慈市とすれば。組合は裁判やっていると、トリニティと裁判中になりますね。これは、久慈市とすれば、裁判で組合がトリニティからお金をとると。とった上で久慈市ももらえるということになるのか、その辺は、裁判は関係全くないのか、久慈市が組合に請求してると思うんですけど、そのとれる見通しなりお持ちになっているのか、15億という半端な金じゃないわけですけども、どういう見通しを持っているわけですか。

○委員長（高屋敷英則君） 亀田農林水産部長。

○農林水産部長（亀田公明君） 市のほうが、現在森のトレーの組合のほうに請求を出しているわけでございます。15億になるわけですが、それについては、いずれ現在裁判中でございますんで、それでもって賠償金が、全面勝訴の上で確定されまして、それが市のほうに請求額のとおり納付されるというふうな見込みに立っているところでございます。それに向けて現在全面的に努力しているというふうなところでございます。以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 城内委員。

○城内仲悦委員 きょう議論になっている、歳入で議論になっている、いわゆる抵当権の話があって、当然その組合が借金しているわけですから、抵当権が入るとがあるわけですね。そうすると、この15億というのは、例えば、裁判に勝って全面勝訴した場合にお金が入ってくる、組合のほうに入ってくる。そのお金が、抵当権、銀行とか抵当権があるんじゃないかというふうに思うんですけども、その抵当権が優先権があって、久慈市の請求の15億というのは、その場合でも満額、もし全面勝訴になった場合に、なってもその抵当権の関係で出てくるわけですから、その場合でも、久慈市は満額とっていただけるというふうに現時点考えてるんですか。

○委員長（高屋敷英則君） 亀田農林水産部長。

○農林水産部長（亀田公明君） 森のトレーの現在の組合側と、それから、被告側、トリニティ工業株式会社との関係でございますけども、これは、訴訟の額と

して25億数千万の係争価額があるわけでございます。全面勝訴した際には、今委員がおっしゃられたような、抵当に係る部分なり何なりの部分があるわけですけども、訴訟費用とかあるわけですが、それらも含めまして、市のほうには、しっかりと15億の請求額のとおり納付されるというふうな見込みのもとで現在全力を尽くしているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を打ち切ります。

20款市債、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を打ち切ります。

以上で歳入の質疑を終わります。

次に、歳出、1款議会費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を打ち切ります。

2款総務費、質疑を許します。中平委員。

○中平浩志委員 それでは、選挙費にかかわってなんですけども、先月8月30日、衆議院の選挙が投開票行われましたけども、その中で、1区、2区、3区、4区、岩手県内4カ所に分かれて開票を行っております。特に、2区の中で久慈市が一番開票時刻が遅いということに出ております。職員の皆さん方いろいろ努力して早目早目と開票したい、その結果を発表したいというふうな努力をしたというふうには思っておりますけれども、滝沢村さんよりも約30分ぐらい遅れて発表になっていると。以前、私らの会派でも、もうちょっと開票時間等も早めることができるんだったならば早めたほうがいい、また改善できる部分があれば改善したほうがいいというふうな趣旨の一般質問も行った経緯もありますけれども、客観的に見て、今回の開票時刻について、どのような認識を持っておられるのかお聞かせください。

○委員長（高屋敷英則君） 勝田選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（勝田恒男君） 今のご質問にお答えいたします。確かに委員のおっしゃるとおり、久慈市は2区では一番最後に開票になっております。ただ、目標からいたしますと、一応その前の新聞掲載になった開票の目標時刻でございますが23時30分、これは一応クリアをしたと。ただ、委員ご指摘のように、2区で一番遅かったということで、今後改善すべ

き点は改善して、正確でスピーディーな開票ができるように努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（高屋敷英則君） 中平委員。

○中平浩志委員 確かに皆さん方の努力があつて、予定時刻より約1時間早く出たということのようです。ただ、私、当日、選挙管理委員会に電話をしましたら、そのとき、民放ではもう2区の開票率100%確定というのがテロップで出ておりました。そのとき私確認しようかなと思つて管理選挙委員会に電話をいたしましたら、いや、まだ確定をしておりませんで発表できませんというふうな答弁いただきました。でも、今この民放で流れてるテロップ100%確定というのは、じゃあどうということなんですかと。一般の市民に対しては教えられないのに、なぜ報道機関、テレビ局が事前にわかることができるんでしょうか。やはりそういった矛盾点というのは、私非常に疑問符をこの間感じておりました。

やはり、そういった部分も含めて、公明正大というのがもちろんそうでございますけれども、やはりそういった部分のずれ、きちんと直していかないと、後々また大変になるのかなというふうに思いますが、私が今言ったような部分に関して何かご見解があればお聞かせください。

○委員長（高屋敷英則君） 勝田選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（勝田恒男君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

得票が確定した時点では開票場で発表しておりますし、報道機関にも得票数等公表しているところでございます。ただ、選挙管理委員会事務局のほうに電話が入って、そのとき電話をいただいた時点で、まだ確定得票数が選挙管理委員会にファックスになっていなかったというようなことがございます。今後につきましては、選挙管理委員会に問い合わせがあったときも答えられるようにしていきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 中平委員。

○中平浩志委員 今の答弁を聞きますと、タイムラグがあるということですか、報道機関に流すのと、選挙管理委員会に来るのと。おかしいんじゃないですか。何で報道機関のほうが早目になって、選挙管理委員会

が知らないんですか。逆じゃないですか、本当は。選挙管理委員会のほうがわかって、そっから初めて報道機関に行くんだったらそれは理屈が通りますけども、今の答弁だと逆ですよ。私はちょっと違うと思います。再度。

○委員長（高屋敷英則君） 勝田選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（勝田恒男君） 私の説明が悪かったのかもしれませんが、当日は、選管事務局は開票所に詰めております。事務局には2人の留守が残っておりました。開票所では、一応公表して報道機関の皆さんにもお知らせをしておりました。ただ、その確定の得票数が選挙管理委員会に届いていなかったということで、これからそういうことのないようにしてまいりたいということでございます。

○委員長（高屋敷英則君） 梶谷委員。

○梶谷武由委員 今回の選挙にかかわる部分ですが、私も県内の市町村の開票の状況等を新聞で報道されたところを見て、いや久慈はちょっと遅いなど、何かトラブルみたいなのがあって遅くなったのかなどと、そういうのがなくても遅かったのかというのを、疑問を感じたんですが、これは慌てふためいてやってもこれは当然だめなわけで、処理の仕方とか、あるいは開票作業に従事する人数とか、他市に比べてどういう状況だったのか。トップにならなければならないという気持ちはさらさらないんですけれども、余り遅くならないように、正確な処理、それから、従事者についてもやっぱり適正な人数を配置するということが必要かと思うんですが、その辺について、答えをお願いします。

○委員長（高屋敷英則君） 勝田選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（勝田恒男君） 開票時間が遅いというご指摘でございます。確かに遅いわけがありますが、まず、開票に求められるのは正確性が大事かなというふうに思っております。次に、スピーディーに早く終わるとというのが一番理想的なわけですが、いずれ今後におきましては、改善すべき点を改善し、そして、スピーディーに開票できるように努めてまいりたいということでございます。

○委員長（高屋敷英則君） 小倉委員。

○小倉建一委員 65ページになりますが、65ページに

かかわるかどうかですが、市長室の開放というのを市長就任以来ずっとやっているわけですが、この主要な施策の成果を見ますと、1組3人、1項目のというようなことで、1年間かなと思ったら、そのようなことでありますが、何で少なくなったかなというのを伺いたいと思いますし、今年度の状況はどうなっているかをお伺いします。

もう一つは、65ページ、一番下になりますが、顧問弁護士への委託料、19年度は30万だったわけですが、20年度60万と倍増しておりますが、このふえた理由について伺いたします。

○委員長（高屋敷英則君） 勝田総務課長。

○総務課長（勝田恒男君） 顧問弁護士の委託料がふえているということに対するご質問でございます。実は、昨年度は、年度途中からのお願いでございましたので、今回は12カ月分を計上させていただいたということでご理解いただきたいと思っております。

○委員長（高屋敷英則君） 村上まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（村上章君） 市長室の開放についてお答えを申し上げたいと思っております。

確かに去年は1組だけでした。今年度の状況は、9月において、今現在において5件ございます。それで、この市長室の開放は、市民の声を市行政に反映するために行っているものでございまして、去年は少なかったということは、たまたまかなと、そのように感じておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 2点お尋ねいたしますが、各款にわたるのでここで聞かせいただければと思うんですが、施設の指定管理にかかわってお尋ねいたします。施設を指定管理者に委託しているケースが施設としてはたくさんあるわけですが、そこで、その先で事故があった場合の責任は、委託を受けたほうなのか、委託をした市のほうなのかお聞かせください、第1点。

それから、これもここで聞かせ願えればと思うんですが、債務負担行為がここ18、19年度を見るとかなりふえておりますよね。20年度29億8,000万ですか、19年度20億ですね。それで、そのふえた主な要因をお聞かせください。

○委員長（高屋敷英則君） 宇部財政課長。

○財政課長（宇部辰喜君） 指定管理における事故に

あった場合の責任の所在ということでございますが、そのケース、要件によっていろいろあるわけでございますが、まず、風水害等の建物災害につきましては、これは市の保険が適用されるということでございますし、また、第三者へ損害を与えた場合につきましては、その指定管理の方が公共団体または公共的団体の場合でありますと、市の保険が適用するというところでございます。ただし、この場合ですけれども、指定管理者がその指定管理業務以外の自主事業を実施した場合の事故につきましては、これは指定管理者の責任になるということでございます。

それから、先ほど申し上げました公共団体、あるいは公共的団体以外の団体の場合でございますが、この場合でありますと、基本的にはその指定管理者の責任になるということでございます。以上でございます。

それから、債務負担行為の関係でございますが、債務負担行為の増額の要因ということでございますが、平成21年度以降の支出予定額で申し上げますと、29億8,200万ほどございまして、前年度より9億7,400万ほどふえたということでございまして、原因でございますが、やはりこれは指定管理施設委託料が今回対象になったということでございまして、平成21年度からの5年間の債務負担が出たということが主なる要因となっております。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 指定管理にかかわっては答弁いただきました。そうすると、委託先あるいは事故の内容によって違ってくるということになりますと、委託料にそういう事故に備えての保険料、それも積算されておると。そうすると、場合によっては、市でカバーする、委託先でも独自に保険をかけてカバーする。二重にカバーしているということになりますか。

○委員長（高屋敷英則君） 宇部財政課長。

○財政課長（宇部辰喜君） この指定管理者募集する際には保険関係についても説明しているつもりでございますし、また、指定管理者が負担する場合につきましては、委託料に算定しているということでございます。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 砂川委員。

○砂川利男委員 73ページの地上デジタル放送対策調

査業務委託料、この中身を簡単にご説明願います。

それから、夢ネット事業端末負担金という項目があるわけでございますが、先般の一般質問の関連でお尋ねした中で、なかなか理解ができないものですから、単純な質問で恐縮ですが確認をさせていただきたいと思っております。

まず、この光ファイバーというのは、夢ネット事業というものを事業を起こして、住民に対する説明は、各戸の軒先まで敷設すると。それをする前に水道に例えるならば本管を先に引いて、それから各戸に引くというような意味に理解してもらいたいという説明をされて、久慈地域イントラネット事業というのが導入された。それが、国のほうに補助事業としての申請をされたと思っておりますので、本当に現在の地域イントラネット事業の申請に当たって各戸の軒先まで引くという内容で事業申請をされて認可をされたものと私は理解しておるんですが、そういう形になされておるのかお伺いをいたします。

○委員長（高屋敷英則君） 澤口政策推進課長。

○政策推進課長（澤口道夫君） まず、地上デジタル放送対策の受信対策調査委託の中身でございます。これにつきましては、一般共聴施設21施設のうち11施設について、久慈中継局、それから、野田中継局、二戸中継局からのデジタル放送の受信状況を調査したものでございます。それから、もう一つ、市内で任意の76地点を抽出いたしまして、個別の受信可否の調査をしたものでございます。一般共聴施設につきましては、今の受信点で受信可とされたものが8カ所、不可とされたものが3カ所ございまして、受信可とされたものにつきましては、今年度につきましては、国の補助事業でもって改修を計画しております。それから、受信不可とされたものにつきましては、受信点について、現在どこに受信点をとったらいいかというところで計画しております。

それから、市内の76地点の個別調査でございますが、この結果につきましては、市のホームページで市民に公表するとともに、放送事業者にも情報を提供しております。ホームページではエリアマップを策定いたしまして市民に公表しております。

それから、夢ネット事業につきまして、端末の電気料負担金ということでございますが、これは県立病院に設置しておりますキオスク端末電気料負担金の電気

料の分の負担金でございます。それから、夢ネットの、いわゆるおのおのの家庭までケーブルを引くという第二段階の構想についてでございますが、これにつきましては、さきの一般質問でも市長のほうからも答弁申し上げておりますが、構想といたしまして、その地デジ対策、それから、携帯電話対策、それから、ブロードバンド環境対策の一環として構想としてはおりましたけれども、その後の技術向上、技術革新等によりまして、新たな手法で、より低廉な手法での対応が可能となったということございまして、そういった方法にシフトをすべきというふうに考えておるところでございます。

これからでございますが、地デジ対策については主に共聴施設のデジタル化、それから、携帯電話については、既設の光ケーブルを活用してのエリア拡大、それから、ブロードバンド対策につきましては、携帯電話エリアにおける高速データ通信などの展開などによって対応したいというふうに考えておりますし、また、その夢ネット事業等につきましては、この内容、それから、そういった手法にシフトするんだということにつきましては、現在、地デジの大川目中継局との絡みもございまして、できれば11月の市広報に掲載いたしまして市民の皆さんにPRをしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 砂川委員。

○砂川利男委員 細かい説明をいただきましたが、私はその説明じゃなくて、各戸の軒先まで敷設をするんだという中身のもとで国に補助事業の申請を上げたというふうに、私は理解して今日まで来ているわけですけども、実際に本当にそういう形で申請が上がった中で第1段階は公共間だけを敷設が終わった段階だというふうに私は理解しとるんですけども、本当に国に対する補助申請が、各戸の軒先まで敷設するんだと内容が入った状態で事業申請をなされたものと私は理解しているが、本当にそうなのかどうかを確認したいです。

○委員長（高屋敷英則君） 澤口政策推進課長。

○政策推進課長（澤口道夫君） 夢ネット事業につきましては、平成17年度の地域イントラネット基盤施設整備事業によって、国庫補助事業を導入して整備しております。国庫補助対象となりますのは、いわゆる公

共施設間を結ぶケーブルにつきましては国庫補助の対象でございます。ただ、全体の計画といたしましては、その17年度に構想を練った段階では、各戸まで光ファイバーを敷設できるぐらいの芯線の光ファイバーを計画しておりまして、公共施設に接続する分については国庫補助の対象と、それ以外のものにつきましては、いわゆる市単独で整備したものでございます。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 砂川委員。

○砂川利男委員 公共施設に関しては、国の補助申請として上げたんだと。そうしたら、私は誤解を招くと思うんですね、そうだとするならば、各戸の軒先まで引きますよという説明を全部して歩いて、それで各戸に対する冊子まで皆さんに配布して、その中身を見れば、情報の過疎はつくらないとかいうふうにちゃんと明記をしているわけですから、本当にその事業がそうだとするならば、それを変更したいという理解の仕方よろしいですか。

○委員長（高屋敷英則君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） 今課長からも答弁いたしましたけれども、公の施設を結ぶこの事業について、地域イントラネット事業、すなわち国の補助を得て整備をするということでありまして。そのほかに市単独費でもってその光ケーブルを敷設をしていると、こういうことでもあります。

その活用について、主に地デジ対応、携帯電話、ブロードバンド対応、これらをやっということでもあります。地デジ対応については光ケーブルを使わずとも、あるいは場所によってまた使わなければならない箇所も出てくるのかもしれない。でも、大方の場合は、他の手法でもって地デジ対応が可能だというふうに判断される。しかも、それは、比較的低廉なものでできていくと、こういう状況でありますから、その手法でもって地デジ対応を行うということでもあります。

携帯電話につきましては、夢ネットケーブル、光ケーブル、すなわちこの中には国庫補助事業で整備、敷設した光ケーブルもありますし、市単独で敷設した光ケーブルがそのラインに乗っておるわけですが、そこから分岐して、そして、携帯電話事業者のためにといますか、地区住民のために携帯電話事業者にそこをうまく活用していただいて、初期投資を抑えること

によって建設がしやすい環境をつくると、こういうことで、携帯電話の拡大について、この光ケーブルも、すなわち夢ネットも十分に貢献をしているという状況であります。

それから、各戸の軒先までできれば接続をするということであったわけですが、これは、主に地デジ対応等々であります。したがって、今後、各戸に敷設することによってどのようなことが可能なのか、また行政効果としてどのような効果が上がってくるのか、そういったところは十分に検討しながら、既に敷設してある光ケーブル、つまり夢ネット網を使ってどういったサービスが展開できるかということについては、これはまだ中止とも言えないし、言えないといえますが、まだこれからの先の検討でありますから、これらの有効活用についても十分に検討していくということであります。したがって、変更という言葉にはなりません。

○委員長（高屋敷英則君） 砂川委員。

○砂川利男委員 ただいまご説明のもとに携帯電話の不感地帯の解消も着々と進んでいただいております。あるいはデジタル放送に向けた形も一緒に進行させていただいている。これはわかりますけども、公共間以外から外れた地域に対する部分は、光ファイバーは敷設されていないんですよ。そういうところに関しては、しからは技術革新でもって安価の方法で取り組んでいただくということだろうと理解するわけでございますが、ならば、それはどういう形でどういう財源のもとにいつまでの期間に、手順をもってしていくんだという形の事業計画をきちっと私は示すべきだと思うんです。それで、先ほどの最初の話に戻りますけども、各戸の軒先まで引っ張ることができるんですかという、近隣市町村の調査に行ったり、あるいはいろんなところで尋ねてみると、久慈と山形が取り組んだ事業においては、各戸の軒先までの事業はできませんよと。それをするとするならば、別の名目の事業が平成18年度当時は別の事業であればできましたよというのが、私は確認をとった、そう理解をしているわけですが、本当にそういう形でいくとするならば、やはり夢ネット事業という形での説明を市民に知らしめて、だれしもが私はそういう理解をしていると思うんです。いつ各戸まで引っ張るような形になって、携帯電話、デジタル放送も、ブロードバンド対応もできるようにするのかなという思いに対する、私は説明を議員の1人としても

しなければ、住民に対してお答えしなければならぬ責任があるんじゃないかというところからお尋ねをするわけでございますので、本当にそういう形でいくとするならば、当初の計画の変更したというふうな理解の仕方でもよろしいですか。

○委員長（高屋敷英則君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） 何度も申し上げているとおり、これは計画というよりは構想であります。そこを勘違いなさらないでいただきたいというふうに思います。

また、夢ネットを何のために敷設していくのかということでもあります。財源さえ確保されればそれは距離を延ばすことは可能だとは思いますが、ただ、何のために延ばすかということがやっぱりはっきりしないといかん。私も、当時、夢ネットを構想したときに、地デジ対応であるとか、携帯電話あるいはブロードバンド、こういった、いわば情報格差が多いこの地域を何とか解消していかなくやならん。まずは、ここを解決するために、この光ケーブル網を張り巡らしたわけでありまして。その効果については、もうこれは議員もご承知のとおりであります。

あと構想第2段階として、各戸に引くことができれば、例えばどのようなサービスが図られるのかと、向上されるのかといったことについて、これは大いに今後議論を重ねながら詰めていきたいと思います、こういったことでもありますから、構想であるわけでありまして。計画という言葉を好んで使われますけれども、構想ということでご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（高屋敷英則君） 砂川委員。

○砂川利男委員 何回もくどいようで大変恐縮でございますが、理解しないうちはなかなか納得できないもので、再度お尋ねしたいんですけれども、まさしく何のために引くかということなんでしょうね、実際の問題としては、それは、やっぱり山間地帯が多くて、携帯電話にしる、デジタル放送に対応するためにしる、ブロードバンドに対応するためにしる、なかなか従来の形では都市部の平坦地みたいはいかない。しかし、数件の民家のところまでなかなかそういう対応をとりづらい。こういう大きな変動のあるときでなければ、こういう事業を導入することができないんだという理解のもとで、各戸まで思い切って基盤整備をしようということだろうという理解のもとにきたわけですが、それを実際に具体化するために構想を練ったものを形に

したものが、夢ネット事業だというふうに私は理解しているんです。その具体的な中身は何なんだと申し上げれば、光ファイバーを第1段階は公共間に敷設して、次は各戸の軒先まで敷設しましょうという説明を市民に向かってしてきたわけです。そうすることの中から、方針を変えていくとするならば、私は計画の変更だと理解せざるを得ないんです。だとするならば、やはり新たな計画で進んでいく部分については、ちゃんとした事業計画でもって予算の裏づけのあるところの説明をしていただいて、それで改めてまた市民に対する理解を求めていくということに、私はなるんできなからうかなというところから、どうも理解できないために、いろんなところ自分で調査したところ、久慈市と山形さんが取り組んだものは、各戸の軒先まで引張ることはできない事業ですよと、それをするとするならば別の事業ですよという答えがどこを行って聞いても出てくるんです。さするならば、やはり計画変更なり何なりを私は示していただくべきものが筋でなからうかなと。

それで、話はちょっと関連するから言わせていただきますけども、例えば、産業経済振興にしても、久慈に誘客をするいろんな事業展開するにしても、あるいは進出企業、誘致企業、そういうものにしても、今までのよそのあれを見ると、地場産業がしっかりしているか、あるいは近い所に産業廃棄物の処理場があるか、そして、もう一つ最近では、この高速大量送受信ができる光ファイバー網の敷設の整備ができていますか。こういう状況が、三つの条件があるところに企業誘致であり、進出企業であるというものは、要するに利益を生み出す形での進出していくというのが、これからの時代の中に予測されるわけですから、どうしても私は各戸に敷設する光ファイバーという形はありがたい計画をつくっていただいた以上は、これを継続してやっていただきたい。そのためには、本当に公共間の施設に敷設した光ケーブルの中に、公共施設に使う芯線が何本入って、プラス1万5,000世帯ぐらい相当する各戸に光ファイバーを敷設して引張って利用した状況を勘案するならば、プラス何本の線が入っておれば可能なのかということが問題になってくるわけです。仮に各戸に引くだけの芯線が入っているのであれば、私は国と折衝をしていただいて、それを公共間に接続をして、各戸に引張る努力をしていただければ、私は

今のデジタル放送であれ、携帯電話の不感地帯であれ、ブロードバンド対応においても私は問題はすべて解決するんだと、そういう考えのもとに近隣の市町村ではいまだに取り組んでいるときに、本当に久慈が安価でそういう形のサービスが同等のものができるとするならば、それも裏づけになるものを示していただいて、計画を私はすべきだと思います。もう一回お願いします。

**○委員長（高屋敷英則君）** 先ほど来から質問と答弁が同じことが繰り返されているというような状況でございますので、この件に関する最後の答弁ということをお願いしたい。山内市長。

**○市長（山内隆文君）** 何度も申し上げて恐縮なんですが、補助事業である地域イントラネット事業、これによる光ケーブルの敷設とそれから市単独によります光ケーブル敷設をしております。それで、公の施設を結ぶということについては、補助事業を投入した部分でやっておりますので、それは国等との関係機関との協議が必要になってくることだろうと、こう思っております。ただし、単独で敷設した部分については、まさに市単独での判断でもって敷設しているのですから、これの使い道については、若干の調整は必要なのかもしれませんけれども、本来的には市の判断でいけることである。まずここをご理解をいただきたい。

それから、携帯電話であれ、地デジであれ、ブロードバンドであれ、これらはそれぞれの事業者が本来事業を行うことであって、この光ケーブル網夢ネット事業は、それらの事業者が参入しやすいその環境をつくることになるわけでありまして。初期投資を抑えて、敷設をいたしました夢ネット網を使うことによって、事業者が初期投資を安く抑えることができる、そういった効果をねらっているものであります。実際に携帯電話等についても、そういったことから携帯電話事業者がこの夢ネット網を使って初期投資を抑えて、本来であれば採算割れするかもしれない地域であっても、そういった携帯電話の不感地域解消のために取り組んでいただいていると、こういうことであります。

したがって、委員が何度もおっしゃっておられるように、携帯電話、地デジ、あるいはもう一つはブロードバンドになりますけども、こういったところが参入しやすい環境をつくっていったおかげで、一定程度の地域では解消されていると、こういうことであります。

あと今後各戸に結ぶということについては、どういったサービスが可能であるのか、また、そのサービスを行うことの可否等について、これは十分に検討して行っていくべきであると、このように申し上げておきます。

○委員長（高屋敷英則君） この際、昼食のため休憩いたします。再開は午後1時15分といたします。

午後0時16分 休憩

午後1時15分 開議

○委員長（高屋敷英則君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。審査を継続いたします。

一般会計歳出2款総務費、質疑を許します。城内委員。

○城内仲悦委員 2の4の1の選挙関係に関連して何点かお伺いしたいと思うわけですが、さきの総選挙にかかわってちょっとお尋ねしたいんですが、今度の総選挙はかなり関心が高い中で開かれたわけですが、特にことしの選挙で、選管の動きがあったのは、いわゆる期日前投票の呼びかけが行われて、私非常に、いいことだなと思ったんですが、これ自体は久慈選管独自のものじゃないかと思うんだけど、独自のものかどうかということと、それから日に何回かやったろうと思うんですが、午前中・午後の2回だったのか3回だったかちょっと忘れましたが、その回数は何回だったのかお聞かせいただきたいというふうに思います。防災無線を通じてだったんですが、まずその点お聞かせください。

○委員長（高屋敷英則君） 勝田選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（勝田恒男君） 期日前投票は、市独自の制度かというようなお質問で。

〔「宣伝をした部分はどうかという。広報と呼ぶ者あり〕

○選挙管理委員会事務局長（勝田恒男君） 広報につきましては、市民の方からの要望もございましたので、途中からではありましたが、期日前投票についても防災無線を通じて広報をさせていただいたところでございます。

それから、期日前につきましては、8月19日から投票前日の29日まで、8時半から8時まで通して実施をしたところでございます。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 城内委員。

○城内仲悦委員 全国的にもいわゆる期日前投票が進んだと、10%程度いったということもあったように思うんですが、市民の方から要望があつてやったということですが、いずれもこれは非常によかったというふうに思っています。さっきも言ったように。午前中と午後と夕方をやったのか、夕方もやれば非常によかったのかと思うんですが、当然防災無線を使つての報道は、緊急事態は別にして昼時間は避けてほしいというのが一つはあつたわけですが。昼時間、その辺の近辺はね。たしか午前中と、今後3時と、夕方は聞いた覚えはないですけども、できれば午後8時までですから、午前10時と午後3時ごろと、夕方の仕事が終わつたあたりでやればさらにもっとよかつたなというふうに思うんですが。これは今回の総選挙だけではなく、期日前投票はいわゆるその公職選挙法の改定でやりやすくなったといひますか、投票しやすくなつていますからそういうことになっていますので、これはすべての選挙でこれから市長選挙もあるし地方選挙もあるわけですから、そういった意味では今後さまざまな来年は参議院選挙がまたありますし、そういった意味では投票率向上、あるいはまた車いす等投票所に行つてもなかなか狭いから行きにくいというのがあるんですけども、そういった意味では非常に役所にきてやるのはいいという声も聞こえました。

それから、投票所に行くと立会人がそろつていて、昔と違って今は若い方も多くてそういったことがないんですが、昔はそういったのでなかなか行きにくいというのがあつたんですけども、そういった意味では、市役所にきて期日前投票やるのが非常に気軽にできるというふうなことも聞こえてきましたので、そういった意味では、今回のその教訓をしっかりと生かして、次の選挙におけるやっぱり投票率の向上にあわせて、あるいはその投票しやすいという仕組みをやっぱり大いに宣伝していくべきではないかというふうに思うんですが、お聞かせ願ひたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 勝田選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（勝田恒男君） 委員のおっしゃるとおりだというふうに思いますので、今後の選挙におきましても、期日前のその防災無線等による

周知を行ってまいりたいというふうを考えておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（高屋敷英則君） 桑田委員。

○桑田鉄男委員 広報くじに関してお尋ねをしたいと思います。

歳入のところで聞けばよかったんだと思いますが、あえてここでお尋ねをしたいと思います。

紙面については、いずれ他市に誇れるような紙面ということで、担当の方には敬意を表したいとそういうふうに思います。

実は、広告を掲載してございます。去年も41万5,800円ほどの広告料が入っているようですが、今も続けているわけです。この広告について苦勞しなくても集まるような状況なのかどうかについて、お尋ねをしたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 村上まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（村上章君） 広報の広告についてお答えを申し上げたいんですけども、この広報は業者1社ごとから広告料をいただいているものではないです。広告代理店と年間契約をして、その広告代理店がおのおのの事業者から広告をいただいて載せているものでございますので、ご理解をお願い申し上げます。

○委員長（高屋敷英則君） 藤島委員。

○藤島文男委員 私から総務費のうちの徴収費ということで、部分の数字とか項目ではないですが、納税組合のあり方、納税組合というのの果たす役割・使命というのは私なりに理解しておりますが、国民のこれは憲法上の三つの三大義務ですから当たり前のことなんです。たしか納税組合が設立されるまでに至るのは、何年の歴史があるかよく不勉強ですけども、効率のいい徴収ということで納税組合の存在があると思えますし、同時にただ単に徴収というだけではなくして、税の納めるといふ広報という目的も当然あると思えます。

それで、現在、市内に既存の納税組合の団体が幾らあるのか、そして、その組合の単位によってそれぞれ組合の数は当然違うわけですが、私がお尋ねしたい初志の部分の一部ですけども、徴収した場合の手当等が当然出ていると思うんですが、その辺は基本的に個人何ば、組合何人に対して全体的なものというような基準であろうかと思えますけれども、これらの点がど

のようになっているか、まずその点だけをご説明願います。

○委員長（高屋敷英則君） 砂子収納対策課長。

○収納対策課長（砂子吉勝君） 藤島委員のご質問にお答えしたいと思います。

納税貯蓄組合の数とかということでございますけれども、これは納税貯蓄組合法に基づいておるところでございますが、現在市内には176の組合がございます。これは久慈、山形、合わせた数字でございます。

全世帯数が1万4,971ととらえてございますが、この組合加入世帯は9,190ということで61%ほどの加入率でございます。

委託料は、今2款に出ておりますのは、金額と、それから国保のほうの金額と合わせた金額を委託料としてお支払いしておりまして、これが約1,450万ほどになっております。

まずは、そういうことでございます。

○委員長（高屋敷英則君） 藤島委員。

○藤島文男委員 組織の数の人員と、あるいは加入率等のご説明、親切丁寧で理解できました。

どうなのでしょう。例えば組合員、個々の資格とか要件とかそういう厳密な解釈とか、そういうことをお伺いするつもりではございません。今の納付の手法というのが、いわゆる口座振込というのがかなり進んでいると思えます。したがって、本当にその納税組合を経なければ徴収の効率が上がらないのか、あるいはまた、税に対する広報がそれがなければ低下するのということになると、まあ検討してみるもう時期に来ているんじゃないか。と申しますのは、結構な額が組合のほうに還付されているわけですが、財政等いろんなことを考えても、その辺のところは、税の納付方式、考え方が変わってきているので、時期を見ながら早急にという意味ではないですから、検討の材料にいただければいいなと思えます。

もうちょっと踏み込んで一口だけつけ加えますと、例えば年金なんかもらっている人、こういう方なんかはもう最初からもういろいろのものはもう天引きされているわけですね。本当にその納税組合を経なければ納付できないかと言えば、ほとんどそういうふうなのはもうなくなっているんですね。せいぜい軽四輪かバイクの税金かそういうあたりだと思います。

それからまた、通知の案内等も今個人情報保護と

いうことで、個々に区長さんなり納税組合長さんがもう持って歩くという時代でもない。そうなってくると、果たしているその納税組合そのもののあり方が、根本から否定するのでは決してありませんが、そういう部分も検討しながら新しいこれからの納税組合のあり方ということについて、一考してもらう時期に差しかかっているのではないかなど、私はそんなふうに思います。中にはほとんど、まあ職業別に言って大変失礼な部分があるかもしれませんが、元公務員とかそういうふうな方々なんかは、ほとんどこの組合員として別に入らなくても、そのままストレートで納めるようなシステムになっているんですね。

ところが、それが組合の人員に組合として入っているその数が基本ベースとなりながら、還付される部分については、私は正直に言って若干違和感があります。だから、そういう点の差別も区別も必要ないですけれども、やっぱり納税のあり方全般の中で、組合のその構成要件、構成内容というものも一歩踏み込んで、これから検討してもいいんじゃないかなどそういうふうに私自身は思っております。

この点について、簡単に一言だけご答弁願いたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 野田口市民生活部長。

○市民生活部長（野田口茂君） それでは、その納貯にかかわっての今後のあり方等を含めてお答えを申し上げます。

確かに委員ご指摘いただきましたとおり、給与所得者の特別徴収ということがございます。これについても特別徴収をふやすと、事業所をふやすということで今努力をしているところでございますし、それからお話のありました年金からの天引きというようなこともございます。または、市としては口座振替を推奨しているといういろんな観点から見ますと、じゃあ納税貯蓄組合はどうかということをお話していらっしゃるところでございますが、市といたしましては、現時点において正直申し上げまして、久慈市内、その町場の中においては、どちらかという多様な支払い方法がある。マルチペイメント、ペイジーと申し上げるわけですけれども、そういういろんな方法はもちろん久慈市が全部採用しているわけではございませんが、多様な支払いの方法があるということがありますが、例えばそうでない周辺部に行きますと、納税貯蓄組合が

かなり機能しているという状況にもございます。

これらを見ながら、全国県内の中でも納貯を廃止しているところもございますが、納貯のあり方ということについては、組合と私ども一緒になって検討している、いわゆる収納率の確保につながる方向で検討しなければというふうに思っておりますので、課題として受けとめさせていただき、検討させていただきたいと思っております。

○委員長（高屋敷英則君） 城内委員。

○城内仲悦委員 77ページですが、防犯灯設置費についてお聞かせ願いたいと思っております。

106万1,430円決算計上になっていますが、総体数の防犯灯の数と旧久慈市の分と旧山形分と分けてあると思うんですが、その数字、その中で公設・民設があるわけですけれども、久慈市の場合は何灯で何%なのか、山形の場合は、何灯のうち民設が何灯で何%になるのかという、その数字についてまずお聞かせいただけませんか。

○委員長（高屋敷英則君） 菅原生活環境課長。

○生活環境課長（菅原淳一君） 防犯灯についてのご質問にお答えいたします。

まず、灯数でございますけれども、旧久慈地区の公設灯数ですけれども、2,541、民設622、旧山形ですけれども、公設83、民設540、それから合計しますと、公設2,624、民設1,162のトータルで3,786灯となっております。パーセントでございますが、旧久慈の公設分は80.3、民設が19.7、旧山形の公設が13.3、民設のほうが86.7となっております。

以上です。

○委員長（高屋敷英君） 城内委員。

○城内仲悦委員 そうしますと、この106万1,430円という決算計上は、いわゆる民設の分の何灯分に当たりますか。

○委員長（高屋敷英則君） 菅原生活環境課長。

○生活環境課長（菅原淳一君） 民設分の補助対象といたしましては、177灯となっております。

○委員長（高屋敷英則君） 城内委員。

○城内仲悦委員 実は、その数字を見て今明らかになったんですが、旧久慈は、公設が8割、旧山形は公設が13%なんですよ。この防犯灯の電気料の3分の2補助、これは平成16年度以前は100%、民設は町内で負担しなさいとなっておりますよね。これ歴史的経過が

違うから旧山形は民設が86%になっていると。民設の合計が1,162灯ですよね。そのうちの177灯は現在3分の2補助となっているということになっています。残りの985灯、この分が平成16年以前になるわけですが、これは計算してみますと、3分の2補助で276万4,000円あれば全灯を補助できることになるわけですね。

私は、この合併の経過もあるわけですが、当時の防犯灯の設置のやり方が、旧久慈市は公設が主体に進んできたんだと。旧山形村は民設を中心にやってきたことから、こういうその久慈市は民設が19%、山形は86.7%というふうな数字になっているんですね。そこで財政負担が出てくるわけですけど、この旧山形の分のやっぱりその民設が多いことから住民負担が多いということに客観的に言えるわけですね。

そういった意味では、いかに全部年度をさかのぼれとは言いませんけれども、どっかの時点でやっぱり線を引ながら、この民設の補助対象枠を年次計画でもこうふやしていくべきではないかと。そうすると、設置するときのそういった違いが、どっからかこう緩和になっていくんだよというふうに思うんですね。私は一気にやれとは言いません。一気にやれば276万4,000円かかりますが、これを例えば、平成10年までさかのぼるとかということになってくると、数はわかりますから計算が出てくると思うんですが、そういった形でのやっぱり合併でなかなか見えてこなかった部分が今この時点でこうはっきり見えてきていますから、そういった意味では、改善方を図る必要があるのではないかとこのように思いますので、まあ一気にとは言いません。何年分ぐらいさかのぼっていくということを含めてご検討をするべきじゃないでしょうか。お聞かせください。

○委員長（高屋敷英則君） 菅原生活環境課長。

○生活環境課長（菅原淳一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この3分の2補助を採用するに当たりまして、いろいろと地区に出向いて説明会を開催したわけですが、そうした中でこの各地区のバランス、そういったことも勘案いたしまして現在のような補助になっているところがございます。

確かに、この把握している限りの灯数を推計いたしますと、先ほど委員おっしゃった276万4,000円という

数字にはなりますけれども、これにつきましても例えば故障したりそういった場合は、その灯自体を補助対象としまして3分の2補助で設置できるわけですが、その後におきましては、電気料におきましても補助対象となるところでございますので、何年とは申せませんが、最終的には全部補助対象となるものになってございますので、ご理解をお願いしたいと思えます。

○委員長（高屋敷英則君） 城内委員。

○城内仲悦委員 540灯がなくなるまで何年かかるかわかりませんが、ちょっと長過ぎると思うんですよ。だからこの格差については、やっぱり実態が久慈市は民設が19%、旧山形は86%あるわけですから、こういった点を見ながらこれは改善方を図るべきだと思うんですね、少しね。ずっとこれがなくなれば、結局防犯灯が古くなってつけかえてまでやったら何年かかるかわかりませんから、そういった点では少し激変緩和を私はすべきだと。再度、部長どうですか。改善を考えませんか。

○委員長（高屋敷英則君） 野田口市民生活部長。

○市民生活部長（野田口茂君） お話のありました防犯灯につきましては、これは旧久慈市から始まって、そして合併した18年度、各それぞれの地区で話し合いをし、いい方法を探してきた結果のものでございます。

現時点では、そういうことによりまして3分の2の補助をしているという状況でございますが、地域の安全を守るという観点の中で、地域にとって必要な防犯灯であるということの中で、その維持が必要であるとすれば、先ほどご指摘をいただきましたように公設民営の比率の違いもございます。これらについては、予算上の財政上の問題もありますが、地域の中で安全が確保されるように何らかの形で検討はしなければならないというふうに考えております。

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を打ち切ります。

3款民生費、質疑を許します。梶谷委員。

○梶谷武由委員 91ページの緊急通報対応業務委託料にかかわってですが、今年度の設置台数と、それから希望があった場合、すぐ設置の対応ができるような状況になっているかどうか、その部分についてお伺いします。

○委員長（高屋敷英則君） 久慈社会福祉課長。

○社会福祉課長（久慈清悦君） 平成20年度の設置状

況でお答えいたしたいと思います。

20年度におきましては、28台設置しております。あと、希望のある方につきましては、調査をしながら、まず適当である場合は設置していきたいと考えております。

○委員長（高屋敷英則君） 梶谷委員。

○梶谷武由委員 その希望がある場合、当然その基準みたいなのに該当するかどうかというのは当然なわけですが、希望があつて該当するんだけど、予算がないために設置ができなかった、あるいは設置が遅れるというようなことはできるだけ避けなければならないと考えるわけです。それで、その要望があつてというのは、その基準を満たした場合にその設置というのできる状況にあるかということについて、もう一度お願いします。

○委員長（高屋敷英則君） 久慈社会福祉課長。

○社会福祉課長（久慈清悦君） 本人の希望がありまして設置する場合、予算等で設置できないという状況は今までございません。希望等あつて確認しながら必要な方には設置している状況でございます。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 城内委員。

○城内仲悦委員 87ページの3の1の1の15のこのオストメイト対応トイレの改修工事についてですが、この中身をちょっと私はわからなかったものですから、その市民の方が工事したいので補助金を出しているのか、あるいは市内に必要で設置した工事なのか、その辺の内容をお聞かせください。あるいは、もしその市民が設置する場合の補助であれば、補助リストが何台、あるいはその不用額も出ていますから、どういうことになのかも含めてお聞かせいただきたいと思います。

もう一つは、今緊急通報のことが出たんですが、主要な施策の成果に関する説明書では、旧山形町で54台、旧久慈市で218台についているというふうに聞いておりますが、そこでいわゆるアナログというか、従来固定電話の黒い電話でないとつけられなかったというので、ずっと技術的な問題で革新を図れということできずとやってきたんですが、何か聞くとところによると、ADSLとか光の電話を使用している、あるいはパソコンを使用している、同時にその緊急通報装置をつけられるという段階にきたやに聞かれますが、そういうことなのかですね。そういうことであれば、その点の

つけたいという方、前はそのADSLとか光が、あるいはコンピューター、インターネットを使っているとできないとかいう技術的なものもあつたんですが、それが改善されたやに聞かれますけれども、その点どうなのか、お聞かせください。

○委員長（高屋敷英則君） 久慈社会福祉課長。

○社会福祉課長（久慈清悦君） まず、オストメイトの対応トイレのことでございますけれども、これは障害者自立支援法の法定化されて平成18年から実施されているところでございますが、その円滑な移行というか、そのために実施されている特別対策事業というのがございまして、その中で公共施設につきまして、オストメイトの対応トイレをつくって障害者の方が地域とかこう出やすくしようというような制度でございまして、公共施設的な公共的な施設に限定されるものでございます。

あと、緊急通報装置の対応でございますけれども、まず今のところ、市のほうで使っている装置につきましては、現行というか、のままのものでございます。それでまず、それぞれ装置等を調査しながら、できるだけ設置するように今の機器の状態で努めているところですが、今後はその改革というか改良等がありましたら、それらをこう研究しながら対応してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 菅原健康福祉部長。

○健康福祉部長（菅原慶一君） 決算書87ページの不用額等に関連しての87ページのオストメイトについては、2カ所記載がございます。一つの不用額が出ているほうの改修工事、これは元気の泉で直接工事です。

それから、87ページの下から4行目のオストメイトの補助金、これは総合福祉センター、社会福祉協議会が実施したものに對する補助金でございます。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 城内委員。

○城内仲悦委員 そうしますと、公共的な——今のオストメイトですが、公共的な場所につけたというのと、今出た元気の泉等とか社協とかあつたんですが、トータルで何か所つけたのかね、今後つける考えというのはどこなのか。例えば新年度でも平成21年度予算でもどこかつけることの予算が成っているのか、お聞かせ

願いたいと思います。

何かもう一つは、この緊急通報ですけれども、このADSLとか、ADSL・光を使っている電話で、何か1台つけたという実績があるというふうに聞いたんですよ。だからもしそういうことが可能になったのであれば、その従来のやり方の黒い手回し、プッシュでなくて、いわゆるアナログといいますかその電話でないとダメだったのが、ことし何か1台ついてて、新たにそのADSL・光が使えるんだという状況になってきているというふうに伺ったものですから聞いたんですが、その辺をちょっと事実関係をきちんととらえて答弁いただきたいんです。

もし、それが事実とすれば、そういう今古い電話を使っている人は少なくなっていますから、パソコンとかいろんな使って一緒に使っている人は多くなってきているわけです。そういった中で今言ったことが使える可能性が出てきたのであれば、私はもっとこう使いたい人が広がるのではないかとというふうに思うわけですが、その点、課長が答弁あったんですけれどもそこをちゃんと確かめて、1台もうあるというふうに聞いたんですけど、そこを確かめて答弁ください。

○委員長（高屋敷英則君） 久慈社会福祉課長。

○社会福祉課長（久慈清悦君） まず、オストメイト対応トイレの状況でございますが、19年度から2カ所ずつ整備しているところでございます。19年度2カ所、昨年度2カ所で、今年度も2カ所、公共的な施設に設置する予定でございますが、まだ今具体的に今年度の部分については今検討しているところでございます。

あと、緊急通報装置の件でございますけれども、現在ADSLでも光でもこう状況を確認しながら設置できるということですので、そのように対応してまいりたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 城内委員。

○城内仲悦委員 今の点が大事なんです。それでその点をきちんとできるようにになったら、できるというふうなことの内容を含めてお知らせをください。広報なりを使ってですね。やっぱりここを使いたくても使えない、機械装置が使えなかったので遠慮していたというのがあるわけで、今言ったようにADSLも光もつなげるんだということが明らかになったわけですから、そういう点をやっぱりきちんと私はお知らせいただいで、必要な人につけられるようにしていただきたいと思

いますので、再度答弁ください。

○委員長（高屋敷英則君） 久慈社会福祉課長。

○社会福祉課長（久慈清悦君） 緊急通報装置につきましては、今までも民生委員さんとか地域の方々の協力をいただいて設置しているところがございますので、民生委員さんとか地域の方等からまたご協力をいただきながら、その辺を周知しながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 澤里委員。

○澤里富雄委員 95ページですけれども、保育の委託料にかかわってお伺いしたいと思いますけれども、都会では景気悪化による母親がこの仕事に出るというためと言われておりますけれども、待機保育者がふえているということで非常に今テレビ等でも大きな社会問題となっておりますけれども、当市の状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○委員長（高屋敷英則君） 嵯峨子育て支援課長。

○子育て支援課長（嵯峨孝和君） 当市の待機児童の状況でございますが、久慈市においては待機児童はないという状況でございます。県内においては、盛岡市、北上市等内陸部のほうで待機児童が発生しているという状況にはございます。

以上で終わります。

○委員長（高屋敷英則君） 澤里委員。

○澤里富雄委員 久慈市においては待機者はないということですので、いいわけですが、ただ保育に入りたいけども保育料が払えないというような状況の家庭もあるやに聞きます。仕方がないから年老いたおじいちゃんおばあちゃんから見てもらっているというようなケースが聞かれるわけですが、この辺はどのようにとえらっているのか、お伺いいたします。

○委員長（高屋敷英則君） 嵯峨子育て支援課長。

○子育て支援課長（嵯峨孝和君） 確かに私も実際に入所の受付等をしているわけで、思ったより就職したけれども収入が少ないということで、それよりは自分が見たほうがいいのかということで保育所をやめさせるというような実態もございます。

ただ、保育料自体につきましては、それぞれ収入に見合った分をお支払いいただかなければならないのもそのとおりでございますので、そういった部分、確かに市民の方々いろいろ苦勞されているとは思いますが

れども、やはりかかる分についてはいただくということで、なお、なかなか保育料の納入が難しいという方々については、当方のほうでいろいろご相談に乗りながら対応しているところでございます。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 桑田委員。

○桑田鉄男委員 放課後児童健全育成事業委託料、それと学童保育所運営費補助金、これは95ページです。ここにかかわってお尋ねをしたいと思います。

いずれ児童数が減ってきていると思います。この市内には現在五つの学童クラブがあるわけですが、それと、この学童クラブに入っている子供の割合、いずれ児童数の減る割合とこの学童クラブに入っている子供の割合、それがどういふふうになっているのかについてお尋ねをしたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 嵯峨子育て支援課長。

○子育て支援課長（嵯峨孝和君） 放課後児童クラブに入っている人数の割合ということでございますが、確かに委員さんがおっしゃるとおり、児童数のほうは減少しているということでございますが、放課後児童クラブにつきましては、若干の推移と申しますか、増減はございますけれども、現在のところも264名ほどクラブで入っている状況でございます。

年度別の推移につきましては――済みません。少々お待ちください。年度別の推移につきましては、大体260名前後を推移しているところでございまして、この過去5年のところで一番多かったのが平成18年に280名ということですが、あと児童数に対する割合ということについては、実際上はこちらでは把握しておりませんということです。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 桑田委員。

○桑田鉄男委員 実は、私どもの地域にも学童クラブがございまして。いずれ小学校の児童数、これはここ一、二年で大きく減っております。ですが、この学童クラブにいる子供の数、ここについては、ほぼ二、三人とか三、四人の状況です。

そういうことで、いずれこの学童クラブのニーズというのは非常に高まっている、そういうふうに思いますので、今後についても、ぜひともこの委託料なり運営費の補助金についてもご配慮をいただきまして、ぜひともこの施設につきましても、いずれ小久慈がめど

が立ったということで久慈小だけが今残っているわけですが、そちらのほうも考慮をいただければと思いますので、考え方についてお尋ねをいたします。

○委員長（高屋敷英則君） 嵯峨子育て支援課長。

○子育て支援課長（嵯峨孝和君） ただいま委員さんがおっしゃいましたとおり、小久慈につきましては、現在設計等進行しているわけでございます。

また、今議会のほうに補正予算をお願いしております久慈小学校の大規模学童の解消ということで、その経費についても民家を借り上げて実施するというところで、補正予算のほうに計上させていただいているところでございます。

あと、新たな久慈小学校の新しい学童につきましては、いずれ久慈小学校の改築とあわせて検討してまいりたいということでございます。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 91ページ、老人福祉費ですね、生きがい活動支援通所事業委託料、高齢者生きがい活動支援事業委託料、それから何段かおいて、介護予防支援業務委託料、三つ見ればだいたい同じような事業内容かなと思って見たんですが、この三つの事業の中身と利用状況を教えてください。

実は、この主要な施策の総括の中で、17ページですね、生きがい活動支援事業、要するに介護認定の新該当者のうち、ひとり暮らしや家に閉じこもりがちな高齢者にこのサービスを適用したんだと。実人員で131人だということとの関係で見たんですが、この三つの事業ですね、中身と利用状況についてお知らせください。

○委員長（高屋敷英則君） 米澤介護支援課長。

○介護支援課長（米澤喜三君） ただいまのご質問にお答えいたします。

生きがい活動支援関係の事業の三つの内容というふうなことだと思いますけれども、生きがい活動支援事業につきましては、一つは介護認定で非該当となった方、こちらの方を対象にした介護の予防の支援というふうな形になります。

また、介護予防支援事業につきましては、いろいろ介護保険の対象の事業でございますけれども、高齢者が要支援、要介護状態となることを予防して、自立した日常生活が営むことができるようにするための介護

予防教室等を開催するものでございまして、セラバンドというふうな筋力増強のゴムバンド等を使いました予防事業でありますとか、あとは口腔関係の指導でありますとか、そういった事業の中身になってございます。

開催の回数等につきましては、主要施策のほうに書いてございますとおり、山形地区での開催でありますとか、それから侍浜地区での開催というふうな中身になってございます。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 わかりました。次にこれは介護です、介護それから次の4款の衛生費とも関連するんですが、2点お聞かせください。

この高額医療、それから高額介護の合算療養費制度、昨年4月から始まっているようですね。実は私も最近までこの制度を知らなかったんですが、昨年4月から始まっているということで、いわゆるその限度額制度上ですけれども、その制度の内容と、実際に私がそれを知らなかっただけなのか、その周知徹底がなされているのかなという疑問を持ったので、その点をお聞かせください。

それから、この介護にかかわって言えば、ことしの4月からですか、報酬の3%アップですね。それと同時に介護職員の待遇改善交付金ですか、そういう制度もあって、既に利用して介護職員の待遇改善も図られているということをお聞かせください。

○委員長（高屋敷英則君） 中務市民課長。

○市民課長（中務秀雄君） それでは、私のほうから高額合算の制度についてお答えいたします。

委員さんがおっしゃるとおり、いわゆる75歳になりますと、後期高齢者医療保険のほうに移行するわけですが、その誕生月に、誕生75歳前に介護保険のほうの給付を使っておりまして、それが一定の高額を超えると。月途中で75歳になって高齢者医療保険制度のほうに移行になったまた超えると。そうすると、その月で高額が2倍というか、両方の高額がかかって自己負担が2倍になるということがございましたので、そこはのおおの半分ずつにして、通常その月にかかる最高限度額の高額にするという制度でございまして、実際の運用は今年度からということになります。

それで、その対象者につきましては、いわゆるその国保連のほうのレセプトでわかりますので、そちらのほうから通知が来ますので、対象者については通知して申請してもらって、そういう二重の負担にならないようにということで対応しております。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 菅原健康福祉部長。

○健康福祉部長（菅原慶一君） 介護報酬の単価改正に伴っての待遇改善のご質問でございます。これにつきましては、確かに3%の介護報酬等のアップがなされておりますけれども、現実的に委員ご存じのとおり3年間の有期でございます。したがって、市内の介護関係の事業者等も非常に悩んでいるのが実態でございます。

それで、実際に例えば待遇の改善をやった団体もございまして、それから3年後はどうするんだというふうなところで悩んでいるところもございまして。当市役所におきましては、いずれこれにつきましては、私どもの介護関係の職員、非常勤嘱託職員等をはじめとしておりますけれども、これにつきましては、いずれ地元賃金格差等もそれはそれとしまして、いずれ待遇改善について今内部で検討しております。これはいずれ私ども嘱託職員という場合には、報酬そのものしかございませんので、例えば民間であれば一時金とか、それら等で調整する方法もあるんですけれども、現実的には市の嘱託の場合には報酬改定しかないということになります。それで先ほど申し上げているとおり、3年後、万が一介護報酬が元に戻ったときはどうなるんだと、それに対する考え方もございまして、市の場合には介護関係に限らず、非常勤嘱託職員、多くの方がいらっしゃいます。そこら辺の調整もとらなきゃならないということで、今人事とともに一生懸命ちょっと検討している最中でございます。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 答弁をいただきました。いわゆる2年半ですか、の時限立法という措置ですね。

確かにじゃあ、その後どうするんだという今言われたとおりですが、例えば出産一時金でしたか、これも時限立法ですね。その後どうするんだといえ、何かその継続の方向で善処するとか検討するとか、文言があったというふう聞いていますね。今回の場合には、

そういう2年半後のその移行についての何かそういう期待を持たせるようなそういうのはうたっていないんですか。どうですか。

○委員長（高屋敷英則君） 菅原健康福祉部長。

○健康福祉部長（菅原慶一君） 私自身といいますか、私どもについては2年半後といいますか、その後の情報についてはつかんでおりません。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を打ち切ります。

4款衛生費、質疑を許します。小野寺委員。

○小野寺勝也委員 それでは1点、お聞かせください。

以前にも取り上げたんですが、この特定健診の実施率ですね。実績で見ますと、受診率23.7%ですか、たしか計画でいうと、20年度実績で30%を目標にしておいたのではなかったかというふうに思うんですね。そこで、この目標に達しなかった要因ですね、それと、これからの目標に向けての取り組みの改善点をお聞かせください。

○委員長（高屋敷英則君） 中務市民課長。

○市民課長（中務秀雄君） 国保の特定健診の結果について、今、小野寺委員のほうからご指摘がありましたけれども、いわゆる20年度の目標が30%、おっしゃるとおりでございました。結果として23.7%ということになりまして、非常に厳しい結果となりました。

実は、その計画策定前でありまして、その時点での推計ですと、いわゆる特定健診対象者の受診率は20%程度だろうということがございまして、結果的には23.7ということになりました。

その原因等ありましたけれども、いわゆる自分の健康は自分で守るといいますか、そのいわゆる意識の問題があらうかと思えます。ほかの自治体の受診率の高いところの自治体の例等を紹介された冊子があったので、それを見ても、いわゆる特段何をやったということがなく、いわゆるその地域的にも意識がもう根づいていてということもあったようでございます。その点でいいますと、やはり意識改革といいますか、受診する方々の意識改革がまず第1点必要だろうということが反省点としてありまして、あと今年度の健診につきましては、いわゆる11月の末になりますけれども、土曜・日曜日、休みの日にも健診日を設定いたしまして、受けやすい環境を整えるということもします。

それと、いわゆる40代50代のところの受診率が1け

た台といえますか、10%切るような低い受診率になっておりますので、その方々についての未受診に係る実態調査というものは、今年度300名でしたか、を対象に実際に聞き取り調査をしまして、その原因等について分析して対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 土日も含めて受けやすいような環境をつくると、非常に大事だと思うんですが、同時に、以前にも触れましたけれども、検診料ですね、全部を含めると5,000円から8,000円もかかるということになると、負担が重いという受け止め方もないわけではないというふうに思うんです。そういう点では、その軽減策といいますか、そういう改善方も必要ではないのかなというふうに思うんですが、改めてお聞かせください。

○委員長（高屋敷英則君） 藤森保健推進課長。

○保健推進課長（藤森智君） 特定健診に係る検診料でございますが——失礼しました。検診料の額の問題でございますが、確かにそれぞれ特定健診にかかわらず、がん検診等もいただいているわけでございますけれども、やはりさっき話があったところでございますけれども、検診の重要性なり有効性なりをやはりこの市民に認識をいただくということで、応分の負担をちょうだいしてやっていただいていると。それによって医療費が下がれば、それなりのその例えば国保であれば保険料等が下がってくる可能性はあるというふうにとらえておりまして、検診料はちょうだいをしてやっていかなければならないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 小倉委員。

○小倉建一委員 105ページになりますが、環境関係について伺いますが、環境基本計画を約300万ほどでつくったということなわけですが、この委託先とこの計画を今後どのように、具体的にどのように生かしていくのかということをお伺いします。

もう1点は、地球温暖化防止対策が今後非常に注目されるわけですが、この補助金を24万3,000円ほど交付しておりますが、この交付先と、その成果について伺いします。

○委員長（高屋敷英則君） 菅原生活環境課長。

○生活環境課長（菅原淳一君） 小倉委員のご質問にお答えいたします。

委託先でございますが、エヌエス環境株式会社でございます。

今後どのように反映していくのかということですが、各課等において、それぞれの事業に反映させていただくようにこれから協議してまいりたいと考えてございます。

それから、地球温暖化防止のご質問ですけれども、申しわけございません。山根六郷研究会、大山桜の植樹150本に対しまして15万円、くんのこほっば愛好会、ツツシの植樹30本と、侍浜振興協議会の省エネ、製品の購入、中央公民館等に省エネ型の電球型蛍光灯といいますが、そういったものの購入に4万8,976円を補助したところであります。植樹につきましては、ご存じのとおりCO<sub>2</sub>の吸収というか、そういったものの効果があると考えてございますし、この省エネ型電球により電気料の節約につながるというふうに思っております。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を打ち切ります。

5款労働費、質疑を許します。畑中委員。

○畑中勇吉委員 107ページのこの出稼ぎ相談員報酬というのがあるんですが、この内容をお願いしたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 一田商工観光課長。

○商工観光課長（一田昭彦君） 出稼ぎ相談員の報酬についてでございますが、これは出稼ぎ相談の相談員、地域相談指導員を1名配置しております。この方に対する報酬でございます。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 畑中委員。

○畑中勇吉委員 相談の内容というのは、健康相談という内容なわけですか。

○委員長（高屋敷英則君） 一田商工観光課長。

○商工観光課長（一田昭彦君） 相談の内容といたしますと、例えば求人・求職等に関することとか、健康相談ももちろんそうですし、それからいろいろな技能取得、こういうものが必要になるんじゃないかとか、そういう部分の相談、あるいは生活全般に係る相談などが寄せられております。ただ、相談件数自体は、実

際は年数件というふうにとらえております。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 畑中委員。

○畑中勇吉委員 この主要な施策の成果の24ページに書いてあるのを見ますと、健康診断の受診者数、それから相談件数、各種講習会等のこの記載がありますけれども、今の私どもの地域でもかなりの数の出稼ぎ者がいるんですが、雇用の状況が大変悪化している。それからあわせて労働条件のその状況が以前と変わっている。それから賃金の状況も変わっている。それから福利厚生といいますが、雇用保険をかけていただけたか、いろいろなその雇用の福利厚生的なその条件も大分後退している。労災保険の関係ではですね。そういうことがこうよく耳にすることがあります。

そういうことで、今都市型のいろいろな派遣といいますが、労働の問題なりそういうのが問題になっておるわけですが、出稼ぎ者の人たちもかなり苦労しているということで、そういうたぐいの実態がどうなのか。それから行って、事業を起こして工務店なんかをやっている方も結構あるわけですが、そういうふうなその経営の状況なり、そういうなんか大変心配される最近の状況なわけですね。それらを含めて、この相談については、もうちょっと今まで以上に気配りをして、そして実態把握に努めていったほうがいいのかという気がします。

そういうことで、今後の取り組み方についてお伺いしたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 一田商工観光課長。

○商工観光課長（一田昭彦君） 今、委員ご指摘のように、出稼ぎの方、雇用状況の変化によるか、あと労働環境の悪化、賃金の状況、現在の雇用の情勢、かなり厳しい部分があるかと思っております。これまでも出稼ぎ者に対する健康診断の際とか、あるいは出稼ぎ手帳の交付・更新の際に、窓口に来られたときにいろいろ聞き取りなんかをしたり、あるいは相談にも応じてはいますが、おっしゃるとおり、今後もさらにきめ細やかな相談、状況の把握に努めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を打ち切ります。

6款農林水産業費、質疑を許します。泉川委員。

○泉川博明委員 123ページですか、栽培漁業推進対

策事業費補助金、及びウニ種苗放流事業費補助金とありますが、これは、この事業は漁民にとりましては大変助かる事業でございます、今年度におかれましても放流を実施しているようです。来年度の事業は、見直しの時期ということ等で、県と漁業協同組合などが9月14日に、第1回目の協議会を開催すると仄聞いたしております。

当市でも水産業の振興でつくり育てる漁業の推進を執り行っているわけでございますが、多少なりとも影響があるのではと心配いたしております。どうか零細漁民のために、漁協等と一体となりましてこの事業を継続して実施していただくべく、県に対して強く要望していくべきと思いますが、考えをお伺いいたします。

○委員長（高屋敷英則君） 小倉林業水産課長。

○林業水産課長（小倉隆喜君） 栽培漁業推進対策事業でございますけれども、これはアワビの稚貝の放流を県及び市でかさ上げしている事業であります。20年度75万5000個の放流を行いまして、21年度は66万5,000個を放流予定しております。また、ウニ種苗放流事業でありますけれども、これは市単独で補助している事業であります。昨年度は42万5,200個の放流、21年度は29万個の放流を行っております。

今後におきましても、県の事業につきましても、補助金等が2分の1以内というところでありますが、実質的にはその半分程度となっております。市といたしましても、今後ともその2分の1を県に求めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 泉川委員。

○泉川博明委員 それで、この9月14日に第1回目の協議会が開催されるということでございますが、市の方もこの協議に参加するのであるのかどうか、お伺いいたします。

○委員長（高屋敷英則君） 小倉林業水産課長。

○林業水産課長（小倉隆喜君） 市のほうでも出席いたしまして、県の意向を伺いながら強く事業の継続を求めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 中平委員。

○中平浩志委員 108ページの農業委員会の部分についてお伺いいたします。

主な施策の成果に関する説明書の71ページもありま

すけれども、農政課と連携して耕作放棄地の現地調査を行ったというふうな形で載っております。これはたまたま一般質問等でも出てくる問題でございます。やはり地球環境はもちろんでございますし、またこれから農業政策等を担っていく場合、耕作放棄地をどのような形で生かしていくかというふうな部分で、絶えず——絶えずというか、たまたま各会派からも質問が出されておりますけれども、農業委員会としてはこの調査の結果を踏まえ、どのような形で今後進めていくのか、考えをお聞かせください。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 遠川農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（遠川保雄君） ごらんのような成果といたしまして、農業委員会といたしましては、昨年度、農政課と共同で耕作放棄地の全体調査というものをやらせていただきました。その結果によりまして、農地であるかないかの非農地判定というふうなこともやっておりますが、今後におきまして、これらがどのような形で生かしていくかご質問いただきました。全体の内容を把握いたしまして、この耕作放棄地の解消に向けた一つの取り組みといたしまして、今、農政課を中心に取り組んでいるところでございまして、今後におきましてもどのような形が最も望ましいか、あるいは農民の方々の取り組みをどのようにして助けていけばいいか、その部分につきましても今後考えてまいりたいものというふうに思っているところでございます。

○委員長（高屋敷英則君） 中平委員。

○中平浩志委員 いずれにしてもこういった耕作放棄地等についても、これからいろいろ考えていかないと、例えば一つの例としてもそうなんですけれども、中山間地域、こういったところを見ても、もう高齢者の方が多いと。若者はどんどん都会のほうに来て、じゃあ都会にきた若者はまた帰って行って、例えば農作物をつくるかといえ、またそれもやっていない。どんどん耕作放棄地になって、一つの例とすれば、例えば今クマの被害が出ているといっても、やはり里山の環境をきちんと整備しなかったのが原因ではないかというふうなことも説として言われております。そういうふうな部分を考えれば、もちろん農業委員会だけではないんですけれども、これは全体的にきちっと考えて、もうちょっと環境問題を含めながら、どういった

方向で進んでいったらいいのかを行政側として考えていかなければならない部分なのかというふうに思いますので、どっちが答弁するのかわかりませんが、再度考えをお聞かせください。

○委員長（高屋敷英則君） 亀田農林水産部長。

○農林水産部長（亀田公明君） ただいまのご質問でございますが、昨年度においてその耕作放棄地の調査を行い、そして全体調査1,817ヘクタールのうち、先ほど農業委員会のほうからのご答弁の関係ですが、約65ヘクタール、これが非農地として区分されたと。残るところの——残るといって268ヘクタールについては、今後耕作が可能だというふうな数字が出てきているわけでございます。これについて、現在、担い手育成総合支援協議会というものの中で、この耕作放棄地の利用について、さらに具体的にどういうふうな形でもって進めていくかというふうなことについて、現在検討を進めている段階でございます。

今、中平委員さんがおっしゃったように、一つには農地を集積を図っていく。農業生産性を高めていかないことには、農業所得が上がってこないという現実がございます。そういったところ等を踏まえながら、これからはいずれその耕作する側のほうが、使い勝手のいい農地であることが必要であるというふうに考えてございますので、これらについても今後の国の農業政策、これら等をしっかりと見ながらこれらに対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 それでは、今の耕作放棄地対策にかかわって私からもお尋ねをしますが、この国の施策で耕作放棄地再生利用緊急対策、5カ年事業であるようです。そのためには、この市町村単位での地域協議会の立ち上げ等々が必要だと。助成については、10アール当たり3万円から5万円、土壌改良を行った場合には2万5,000円を交付する等々あるようですけれども、これの取り組みですが、久慈市でどういうふうに行われているのかを第1点、お聞かせください。

第2点目は、この地産地消推進検討会議のその検討状況、現時点でどの程度まで進んでいるのか、この2点お聞かせください。

○委員長（高屋敷英則君） 古屋敷農政課長。

○農政課長（古屋敷重勝君） お答えをいたします。

耕作放棄地再生利用緊急対策実施につきましては、これは国の補正予算でスタートしたものでございまして、その今言われました市町村協議会というものについては、久慈市担い手育成総合支援協議会というもので兼用することが可能ということで、4月で要綱改正を行っております。そして、この事業の推進につきましては、来週でございますが、県の農村振興課と久慈市の会場において打ち合わせをして今後進めてまいる考えでございます。

それから、久慈市地産地消推進検討会議でございますが、これにつきましては、昨年度1月30日、本年、ことしの1月30日でございますけれども、地元の学校給食の食材に調達するためにはどういう品種があるか、そういうものについて検討いたしております。第2回目については、今年度に入りまして5月28日において、地産地消を進める上での品種、そういうものの研究に努めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 畑中委員。

○畑中勇吉委員 123ページの関係ですかね、ヒラメ、マツカワ、クロソイの放流をしているという事業があるんですが、このヒラメ、マツカワ、クロソイの放流地先と、その漁、地先別の数量がどのようになっているのか、放流数、それがわかりましたら1点目お伺いしたいと思います。

それから、山林の状況の把握といいますか、調査をしているというお話だったんですが、どのくらいその作業が進んでどれぐらいの時期に把握が完全にできる状況なのか。また、その資料等をどのようにこれから森林づくりなり、市の財産づくりなりに活用するつもりか、お伺いしたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 亀田農林水産部長。

○農林水産部長（亀田公明君） 私のほうからは、市有林のその管理等に係るご質問にお答え申し上げますが、ご質問の件でございますけれども、市有林の現況調査、これを平成19年度から実施してございます。現在、全体1,800ヘクタールほどあるんですが、約20%ほどの完了という状況になってございます。

一応平成24年度、これを現況調査の完了の年度としまして、現在、それを目指し調査を進めているわけですが、いろいろこれ以外の事業等々の関係等

から、もう少し時間を要するのかなといったような状態もございます。

それで、これについては、実は一般質問の際にもお答え申し上げたとおりでございますが、いずれは市のこの市有林のその実態がしっかりとこの精度を高めたところでのこの管理を行っていく上で、いずれ必要なこの調査でございます。内容については、当然その面積なり境界線は当然のことなんです、住所とか、それから樹齢等についても極力調べて対応したいというふうに考えてございます。

それらができ上がってまいりますと、今度は調査結果に基づくその境界等の保全に係る対応をしていかなきゃいけない。それからもう一つは、長期のこの経営計画といったものも策定が必要になってくるだろうというふうに見てございます。いずれ全部が完了するまでそのことが進まないということではいけないわけでございますから、調査が終わったその市有林から順次対応できる分については、対応してまいりたいというふうに今のところ思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 小倉林業水産課長。

○林業水産課長（小倉隆喜君） ヒラメ、マツカワ、ソイの放流についてでありますけれども、本年度、事業で申し上げますと、ヒラメにつきましては、8月6日に久喜・小袖3万5,050尾、8月7日、半崎・横沼において3万5,400尾を放流したところであります。

マツカワにつきましては、久慈浜に7月28日から3日間かけまして、3万800尾ほど放流したところであります。

また、クロソイにつきましては、久喜・小袖・半崎・横沼、それぞれ各2万尾を8月11日放流したところであります。

ヒラメにつきましては、予定数量にまだ達しておりませんが、今後とも放流するものと伺っております。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 小倉委員。

○小倉建一委員 121ページ、林業構造改善事業、いわゆるいわて森のトレーについて確認したいことがありますのでお伺いしますが、裁判が長引いているということで、どうも完全勝訴がなかなか難しくなっているのかなというふうな思いをしておりますが、そ

こで、この建物等に抵当権設定を銀行でしているかと思っておりますが、この抵当権設定は、岩手県の指導の錯誤によって抵当権設定がなされたという事実があるわけですが、この解除の努力を県のほうにしてもらいが必要なのではないかと思っておりますが、あるいはこの当時、負担割合を7対1に決めた際にも、それは解決しているよということなのかどうか、確認したいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 亀田農林水産部長。

○農林水産部長（亀田公明君） 森のトレーにかかわってのこの設定されているところの抵当権の設定の件でございますが、現在のところもその抵当権が設定されているといったような事実については、変わりはないというところでございますが、いわゆるそのこれについては、いわゆる組合と、それから金融機関との関係でのその対応でございまして、今委員がおっしゃるような解除に対して、解除することについて、市のほうが何らかの措置なり努力なりをするべきではないかというふうなご質問というふうな受けとめたわけでございますが、それは、市としての対応というのは難しいものだろうというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 小倉委員。

○小倉建一委員 ちょっと説明が悪かったと思いますが、当時設定は、国庫補助では抵当権設定ができないということになっているわけですね。その補助事業で立てた建物には設定できないよというのを県で錯誤によって設定してもいいよというような指導をしたわけです。で、抵当権が設定になっているということが事実としてありますが、じゃそこを確認したいと思えます。

○委員長（高屋敷英則君） 菅原副市長。

○副市長（菅原和弘君） 当時、県のほうでどのような指導、あるいは助言のようなものをしたかということについて、ちょっと手元に詳しいものを持っておりませんが、いずれ抵当権が設定されていると、幾つかの金融機関で抵当権が設定していると。それも現時点で恐らく継続しているであろうというふうにこちらとしては受けとめております。

○委員長（高屋敷英則君） 小倉委員。

○小倉建一委員 この事実として、以前からこういうトレーの質問等でも出ているわけですが、その国が指

導したから県がしたよということでは答弁してきたところが、国ではそういうことを指導していませんよということで、いわゆる県がそういう指導したという形になっているわけですね。そういうことをそれじゃ確認して、今後そうなのであれば県のほうにお願いして設定の解除を県のほうに努力をお願いすべきではないかという質問だったのですが、お伺いします。

○委員長（高屋敷英則君） 菅原副市長。

○副市長（菅原和弘君） 現時点で県を介してというふうな形で抵当権の解除をしてもらおうと、もらってはどうかというふうなお話かと思いますが、当事者同士でそういった貸金に基づく担保を、どのように設定するかということ自体を左右するようなことを行政側のほうで誘導するかどうか適切かどうかというのは、ちょっとにわかには判断しがたいところがあるかと思えます。

ただ、そういった抵当権設定とかいうものが、訴訟の結果にもよりますが、ゼロから25億何がしまでの幅が判決としては可能性があるわけですが、そういった場合にそういった抵当権設定等のそういう背景というか経緯そういったものも踏まえまして、市としましていずれ今、原告、県と連携して訴訟でのその勝訴を目指して鋭意取り組んでいるところでございますけれども、結審した際には、その賠償金の取り扱いということにおきまして、組合、県、あるいはその金融機関、そういったところの関係機関とよく話し合いをして詰めてまいるというのが現実的な対応ではないかなと思っております。

○委員長（高屋敷英則君） 小倉委員。

○小倉建一委員 大体わかりますが、その例えば完全勝訴でない場合に、いただく金が少なくなるということになれば、その抵当権設定が大きく響いてくるというのは、多分固定資産税の額は、ここでは示せないということの答弁がずっとあったわけですが、その固定資産税、あるいは何千万になっているかもわかりませんが、それまでも放棄しなきゃならなくなるというような状況になるかなという心配をして、今質問しているわけですが、いずれその辺のその7対1で市長が行って知事と決めてきたというのがあったわけですが、その際にその辺の確認は決め事はなかったのかどうかも確認したいと思えます。

○委員長（高屋敷英則君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） 非常に誤解を与えてはいけませんので、確認をさせていただきたいんですが、知事と私市長が7対1を決定した際に、その抵当権云々の話があったかどうかということでしょうか。というご質問であれば、抵当権ということについては、その7対1の中には入っておりません。ちょっと質問の趣旨、どこがポイントなのかということをおまえきれなかったものですから、今のお答えになりますけれども。

なお、抵当権のことについては、副市長等からも答弁しているとおりであります。必要があれば、議会において、そういったご質問があったということについて、お伝えすることについては、これはやぶさかではないというふうに思っております。

○委員長（高屋敷英則君） 小倉委員。

○小倉建一委員 その7対1を決めるに当たっては、どれでは何対ゼロで県に責任がある、あるいは何だという項目があって、その中に抵当権設定のところもあったと思うんですね。それはそれとして、いずれこの県の指導が間違っただけで抵当権を設定したというのは事実なわけですから、その辺を今後県のほうにもいろいろお願いしていつておかないと、将来固定資産税もそれこそ不納欠損になってしまうというような可能性も出てくるという心配をしておりますので、いずれ今後その辺も県のほうとの交渉等も必要かなと思っておりますので、答弁はいいですから、今後その辺の努力していただきたいとこのように思っております。

○委員長（高屋敷英則君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） 私の記憶の中では、その7対1を決定する際に、抵当権のことについて、その数値を動かすような判断があったとは認識はしておりません。また、答弁は要らないということでもありますけれども、いずれそういった趣旨のご質問が議会においてあったということについては、改めて県に伝えることについてはやぶさかではないということをお知らせしたいと思います。

ただしかし、先ほど菅原副市長等から申し上げたとおり、民間と金融機関との契約のあり方等について、行政は直接こうしろということをおし出ろというような要請ができるかどうかについては、なお慎重でなければならぬのかなという思いは同じでありますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○委員長（高屋敷英則君） 小倉委員。

○小倉建一委員 それじゃ確認します。担当のほうに確認したいわけですが、当時会計検査でいわゆる指摘を受けたものの中には、国に無断で抵当権を設定したからという理由もあったはずですが、そこを確認しておきたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 小倉農林水産課長。

○林業水産課長（小倉隆喜君） 会計監査員からの指摘のくだりには、その事項はございました。

〔「会計検査員」と呼ぶ者あり〕

○林業水産課長（小倉隆喜君） 失礼しました。会計検査員です。

○委員長（高屋敷英則君） 桑田委員。

○桑田鉄男委員 1点だけお尋ねをしたいと思います。

いずれ市では、担当部で誘致企業等についても、いろんな現在のその状況等をフォローアップという形で実施をしているわけでございます。いずれ農林水産部としまして、いずれ農業、林業、水産業、いろんな補助事業等が導入されているわけでございますので、その事業を導入されております方々との協議といえますか、話し合いといえますか、そういう場は設けていると思うんですが、その頻度、回数をどの程度やっているのか。あとは、その協議、懇談等の中でどういふ話が出ているのかについて、お尋ねをしたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 亀田農林水産部長。

○農林水産部長（亀田公明君） 農林水産業にかかわるこの国・県からのこの補助事業、いろいろ多々あるわけでございますが、例えば農業に関してでございますが、これについては、4Hクラブ、あるいは中核農家クラブ、そういったところの方々、あるいはハウレンソウ農家の方々、年に何回という定期的なものは開いてございませんが、それらの総会がある際、それからそれ以外にもその現地でのこの懇談というか、お話を聞くとか、そういったような形での対応となっております。

それから、漁業関係につきましては、漁業協同組合等といろいろとこのお話をするといったような機会のほうが多くございまして、あとはそれぞれの生産部の方々と一緒に介してお話をするというのは、年に1回ないし2回程度というふうなことになってございますけれども、回数に限らず補助事業等のこの成果なり、

あるいは今後その必要とされる補助事業等がどのものが欲しいのかといったことなどを、これからもお伺いしながら対応してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 桑田委員。

○桑田鉄男委員 今、部長から答弁をいただきました。まさにそのとおりだと思います。いずれ一次産業は大変な状況でございます。これは一般質問でもお話をしたんですが、いずれ今後どうしていくのかも含めましていずれ団体の方々とお話をするのもいいんですが、できれば例えば農業の方であれば、直接そのハウレンソウなり菌床シイタケなりを栽培している方とか、水産業であれば直接その漁業者の方々等と話をする場、懇談をする場を設けて、今後の久慈市の一次産業のあり方等についてもこうお聞きをする、参考にする場を設けていただければと思いますが、このことについてもお考えをお伺いします。

○委員長（高屋敷英則君） 古屋敷農政課長。

○農政課長（古屋敷重勝君） それでは、それぞれの栽培作物の農家におけるその対話ということでございますけれども、ハウレンソウ等につきましては、夏場に全戸の巡回訪問を行っております。

それから、先ほど部長が説明申し上げました中核農家クラブには、園芸、それから水稲、そして野菜と、そういうそれぞれの部会がございまして、会議の中で、総会の中でいろいろな意見が出て、この間7月にそれぞれの部会を集めて意見交換を——代表ですが意見交換をしたところでございます。今後言われるような活動に広めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 城内委員。

○城内仲悦委員 耕作放棄地の問題に関連してお聞かせ願いたいんですが、これから農業のあり方という問題のかかわりが出てくると思うんですが、これについては、この7月に環境農業推進制度研究会というのが、滋賀県知事が会長で、岩手県、滋賀県、福岡県、千葉県、岩手県の呼びかけでこの7月に開かれています。現在は16都道府県が参加をして開かれています。これは環境支払いを中心とした環境農業を推進していくんだということで既に滋賀県と福岡県がスタートしているわけです。

特に今までの生産不利益に対する格差是正を目的と

したデカップリングと異なって、地域の農業の環境に優しい生産体制を展開していくんだということが目的なわけであります。例えば草刈りをしたらその代償として幾ら出すのかというそういう計算をしながら、環境を考えながら農業生産をしていくんだという報告がされています。こういった意味では、新たな政策の展開が出ておりますので、そういった意味では、これまでにないやっぱり市としてもそういった動きがあると。8月29日には東京大学の武田ホールでシンポジウムが開かれているという状況が報告になっております。

そういった情報についてもやはりアンテナを上げていただいて、久慈市の農業のあり方、あるいは漁業のあり方、林業のあり方も含めてこれはやっていかないと、なかなかそのやっていけないと。特にこれはヨーロッパが進んでいるそうですけれども、例えば400万の収入所得の中で、農産物の所得が200万、そのデカップリングのその環境にかかわって、その草刈りとか装置の整備とか、あるいはその山の整備とかという形で、ただそういうところに金をきちんとしていくという方向がもう始まっていますけれども、そういった方向によって、半分が200万ということで合計400万の所得を得ているという状況が生まれております。

そういった意味では、現実はその農産物の価格が低下している中で、例えば米の場合でももうことしもひどい状況です。そういった中でこの米の生産費、所得と合わせて今言った環境の緑地的役割をしたことに対する報酬というか、直接支払い制度の研究が始まっているということが出ておりますので、これは市の農政担当としまして、あるいは林業水産業も随分かかわっていますから、そういった意味では、そういった研究が始まっているんだという状況があるわけですので、そういった点でのその政策の転換、あるいは政策の方向について、アンテナを高く上げてですね、政策の転換を図っていただきたいというふうに思うんですが、

今言ったこれについては、既に資料等は差し上げてありますけれども、この環境農業推進研究会の動きについて、どの程度現時点ではとらまえているのか、関心をお持ちなのか、お聞かせください。

○委員長（高屋敷英則君） 亀田農林水産部長。

○農林水産部長（亀田公明君） ただいまの質問のその環境農業推進研究会でございますでしょうか。実は私のほうでも、その研究会の組織等々について、まだ

実は承知しておらないところがございますので、今後いろいろと資料を集めて検討してみたいというふうに思います。

○委員長（高屋敷英則君） 城内委員。

○城内仲悦委員 一般の農業委員会でも、農業委員大会に向けての施策の展開ということで議論しているいろいろ考えて挙げました。その中に特に第1点は、その今問題になっている自由貿易協定は結ぶとか、あるいはデカップリングの県での施策の方向を示してほしいということも含めて、今回、施策の転換の中で農業委員会として、私もメンバーでございますけれども、入れました。そういった中で、今言った資料も私もインターネットで引っ張り出して検討した経緯がございます。

そういった意味では、本当にぜひご存じないということですから、既に岩手県もそういう動きになって入っているわけですので、そういった点での調査研究を続けて、適切な対応していただければというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○委員長（高屋敷英則君） 亀田農林水産部長。

○農林水産部長（亀田公明君） ただいまの件については、早速資料等を取り寄せて研究してみたいと思います。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を打ち切ります。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後3時10分といたします。

午後2時55分 休憩

午後3時10分 再開

○委員長（高屋敷英則君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

審査を継続します。

7款商工費、質疑を許します。上山委員。

○上山昭彦委員 127ページの街なか案内サイン整備工事について、お聞かせいただきたいと思います。

これは、街なか案内サイン事業ということで、案内サイン、誘導サイン、説明サイン、掲示板、植樹及びベンチということで整備いただいたものでございますが、中でも少しベンチが各歩道に設置されておりますが、なかなかデザイン的にもすばらしいものだと思うんですが、街なかを歩かれることの多いご年配の方々、

老人の方々には、これが何であるのかわからない方が多いように聞きます。利用の仕方についても、一見して、いす・ベンチであることがわかるようなものであったもののほうがよかったような気もいたしますが、その辺にベンチに関してのお話をお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 一田商工観光課長。

○商工観光課長（一田昭彦君） ただいまの街なか案内サイン整備工事にかかわってのベンチについてご質問をいただきました。これは、通常のベンチとは違うハーフサイズのベンチで、座るといよりは腰かかる形のベンチということで、中心市街地の活性化計画、これを市内の方々にいろいろご提言いただいた際に、このような形のベンチのほうがいいんでないかというご意見もいただきまして、このような形のベンチを設置したところでありますが、委員ご指摘のように、確かにお年寄りの方を見れば、ちょっとどう使っているのかわからない部分もあると思いますので、それらの周知について、これから例えばちょっと利用の案内をすとか、ちょっと工夫してみたいと思います。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 上山委員。

○上山昭彦員 そうですね、もしできるのであれば、これはベンチですよというような形の表示板でもあれば、もっとよろしいかなと思います。

また、次にどういう工事、そういう整備があるかわかりませんが、もしベンチ等をつくるようなことがあるのであれば、お年寄りに優しいベンチということで整備いただければよろしいかと思います。

次に、129ページの上のほうですけれども、中心市街地活性化推進事業費の補助金のところなんですけれども、こちらのほうで歩行者通行量調査を行っているようでございますけれども、その以前に比べてどのような変化が歩行者通行においてあったのか、お聞かせいただければと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 一田商工観光課長。

○商工観光課長（一田昭彦君） 中心市街地の活性化推進事業費補助金でございます。これは、委員が今お話のとおり、歩行者の通行量調査、そのほかにも一店逸品「八の市」事業とか食の匠ふれあい事業とか、街なかスタンプラリー事業とか、これらに対する補助でございます。

今お話の歩行者通行量調査につきましては、ちょっと今詳細な数字を今持ち合わせておりませんが、前年度の調査に比べまして若干通行量のほうがふえているという報告をいただいております。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 上山委員。

○上山昭彦員 もう一つだけお聞かせいただきたいと思います。

昨年度、観光に関してですけれども、お祭り、秋まつりの際に遠くのほうからバスでお越しになって大変好評いただいておりますけれども、ことしもそのようにバスで団体等でお越しになるお客様はいらっしゃるのか、その辺をお聞かせいただければと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 一田商工観光課長。

○商工観光課長（一田昭彦君） 昨年も秋まつりの前夜祭に、宮古方面からとか、あるいは東京方面からツアー客がおいでいただきました。ことしは、予算をとっていただきまして、観光ツアー造成事業というのをとっていただきまして、その中で秋まつりでのツアー造成も計画の中に入っております。現在、委託業者であります県北観光さんのほうで、ツアーの周知をして募集しているところであります。

また、そのほかにも民間の事業者からもツアー造成70名ぐらいのお話をいただいておりますし、三陸鉄道さんでもツアー造成のお話をいただいております。そういう形で、ことしはかなりの方が前夜祭ではないですが、お通りのときにツアーとしておいでいただけるものと思っております。

あと、済みません。ちょっと先ほどの歩行者通行量調査についてですが、19年が平日4,595人に対しまして、平日で4,568人、若干減っております。休日は3,287人に対しまして、20年は3,392人、平均で19年が3,941人で、20年は3,980人ということで若干微増しております。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 藤島委員。

○藤島文男委員 私から1点、お尋ねします。

合併前から旧山形村で重点的に取り組んでまいりました教育旅行、このことについては、たしか3月の一般質問でお伺いしたと思いましたが、山のほうから海のほうへの周知等も考えていくべきではないかという趣旨の質問をした際、下館部長さんからは、ほぼ同感

のような意見、ご答弁をいただいたとっております。

その後、具体的に取り組んできた中身、成果、そして今後、山と海とが並行されたような均衡的な広範囲な取り組みについて、その考え方と方針についてお伺いします。

2点目は、同じテーマの中で、効果のある広報活動というのは一番今後の要になると思いますが、その広報に当たってはなかなかわかるようなわからないような、効果があるようなないような、いろいろなこう模索・思案があらうかと思えますけれども、さまざまなことを検討しながらそれぞれの機関に働きかけるとか、あるいはさまざまな手法はあると思えますが、もし具体的な広報の手法についてもお考えがあれば、ご披露を願いたいと思えます。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 蒲野交流促進課長。

○交流促進課長（蒲野喜美男君） お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、本年3月の議会で、山から海へというふうな形でどういうふうな取り組みがあるのかというふうな形でご質問、ご提言等はあられたと思えます。今年度に入りまして、この教育旅行推進受け皿団体としてふるさと体験学習協会というものがありまして、それとともに市は全面バックアップいたしまして推進を受け入れしているわけでございますけれども、ふるさと体験学習協会に新たに2名の者を雇用いたしまして、その中で山のみならず海のほうの分の新たなプログラムの構築、あるいは海を活用した教育旅行というふうなものがどんなものがあるのかというふうなことを今検討している最中でございます。すぐに成果は出ないわけですが、新たなメンバーを交えまして、今後さらなる検討を重ねまして、海のほうでの体験も実施していきたいなとそういうふうにご考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

それから、効果のある広報活動とお話されました。この件につきましては、市のみならずいろんな団体と連携をとりながら、今言ったものになるふるさと体験学習協会、あるいは地域の地域づくり団体等と連携しながら、地域の活性化につながるためにも、そういうふうなあらゆる機関等をお願いを申し上げまして、広報活動を進めながら取り組んでまいりたいと思えますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（高屋敷英則君） 梶谷委員。

○梶谷武由委員 127ページの部分ですが、風の館の山車の展示の委託料、これの借り上げ料と、この決算書ではなっていますが、予算書の段階では風の館の山車の展示経費50万円というふうになっています。この予算をつくる段階から山車の借用と考えて、それのみを考えてだったのかどうか。この山車をつくる場合に、市のほうからも補助を出しながら、新しくつくる場合、あるいはその後の年度についても補助を出しながら行っているわけですが、単にその風の館への展示だけのためであれば、この場合の借り上げ料50万円というのは、それだけの経費が必要になるのかなというふうな疑問に思ったんですが、その辺についてお願いをいたします。

もう一つは、観光交流センターの魅力向上事業のことについてですが、この指定管理を受けたものが、魅力の向上のためのさまざまな取り組み、こういう計画で私のところではこれぐらいの経費でやりたいと、計画をつくる、そして指定管理を受けるというのがそのように考えるわけですが、わざわざ別にこの委託料という形で市が委託料を支払って魅力向上の事業を行うというのについてのこの内容のところについてお願いをしたいと思います。

その平成21年度の予算のときは、特産品の発信などをというふうには答えていたんですが、その平成20年度分のところについてもお願いをしたいと思います。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 一田商工観光課長。

○商工観光課長（一田昭彦君） まず、観光交流センターの展示山車の借り上げ料でございますが、これは土風館を建設する際、まず目玉として、秋まつりの山車を展示したいという久慈市の大きな観光の目玉としてというような意味もございまして、市のほうから各山車組のほうに対しまして、展示をお願いしたいという経緯で各組のほうにお願いした部分でございますが、各組、8組ございますが、一応は一通り展示いただくという考えを持っております。ということで、次年度以降も50万の展示料、借り上げ料として考えているところでございます。

もう一つ、魅力向上事業につきましては、これは土風館のPRそのもの以外にも、久慈市全体のPR、観光PRも含めまして、情報発信、そして交流促進の実現を図って、施設の魅力、久慈市の魅力を向上させて

いただく。そういう部分で指定管理料とは別立てに観光物産協会のほうに委託して、久慈市が委託しているもので、これは内容としますと、例えばイベント開催事業としまして、土風館まつりを含めましたさまざまな催し物、年76回ほど実施しております。あとは観光物産の紹介、展示、紹介等で例えば盛岡での物産展がある、仙台での物産展、そういう際でのエージェントに対するPRとか観光客に対するPRとか、あるいはあそこでも事業として布づくり講義とか、おもちゃ直し隊とかいろいろな事業をやっていますが、そういうようなカルチャータク的な講座事業も含めましてお願いしている部分でございます。

昨年は、445万ほどの事業費でございましたが、21年、ことしにつきましては、大体6割程度の額だったと思います。そして、おおむねある程度成果が見られた段階で徐々にこれらは考えていくというふうなことになろうかと考えております。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 梶谷委員。

○梶谷武由委員 この委託、観光交流センターの管理委託と、それから魅力向上のこの事業の委託の委託先も違うということで理解できましたが、山車の展示については、山車の毎年さまざまな手入れとか、あるいはある程度つくりかえるということで、市のほうから私の記憶だと、各組50万、新規でない場合は50万円ずつの補助というふうに理解していたんですが、これは単純に展示だけのための借り上げというふうに理解していいのか、お願いします。

○委員長（高屋敷英則君） 一田商工観光課長。

○商工観光課長（一田昭彦君） 基本的には、山車展示スペースのほうに展示していただくための借り上げ、市が借り上げる分の経費となります。

あとはちょっと補助金のほう、手づくりの山車の補助金のほう、年間50万のほうはいろいろ各組のほうで年間のいろいろな経費、それから保管料とかそういう部分で経費が発生することによる補助金でございますので、それらとは別立てで考えております。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 畑中委員。

○畑中勇吉委員 131ページに関連して、海女センタートイレ改修工事というのがありますが、この内容をお聞かせいただきたいと思っております。これが第1点。

第2点目は、北限の海女フェスティバルという観光行事があるわけですが、イベントがあるわけですが、この中で若手の海女さんが誕生したといいますが、出て大変なこう反響があるというふうに聞いているんですが、その状況についてお伺いしたいと思います。それが2点目。

第3点目は、ことしの洋野町のウニまつりですか、見させていただきましたし、当然久慈のこの北限の海女フェスティバルとか、久慈みなと・夏まつり等も見たんですが、洋野町のウニまつりは、大変こうウニや海産物が大変豊富ですね、午前中から私が行ったのは11時ぐらいですぐ戻ったんですが、その段階でも結構かなりこう豊富にウニなり瓶入りのウニなり、ホタテなりホヤなりツブとか、かなり豊富にあったんです。

ところが、久慈のみなとまつり、夏まつり、それから海女フェスティバルですか、何かこう人が多く出過ぎたのか、それとも物が不足だったのか、大変こう始まったあつという間にこの海産物が飛ぶように売れて、もう買う、この品薄になって欲しいというのがなくなって、何と申しますか、その他のいろんなイベント、行事というか催しがあったわけですが、かなりの方がこの旬の味覚を求めてきたという方もあったようですが、何かこう午前中の後半から午後にかけては、もうその海産物の売り場が消えてですね、一、二の売り場しか残らなかったと。しかも品物が少なくて、来た人が十分にこの買いたいのも買えなかったという状況じゃなかったかなというふうに見ていますが、その辺の状況についてお伺いしたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 一田商工観光課長。

○商工観光課長（一田昭彦君） まず海女センターのトイレ改修工事のほうにつきましては、これは海女センターのトイレの水洗化の工事のほうでございます。

もう一つ、海女さん——新人の海女さんにつきましては、既にご承知のこととは思いますが、先月2日の北限の海女フェスティバルにおきまして、新人海女の方2名が二十数年ぶりにデビューし、その後NHK特集、「北限の海女・新人は19歳」という番組をきっかけに、ネット上を中心に全国、あるいは海外までも含めまして、爆発的な話題になったところであります。幸いにもこの新人の海女さん方には、久慈市のPRとなれば私たちも頑張りたいという言葉をいただいておりますので、市としても久慈市を全国を広める千載一

遇のチャンスと考えております。

ただ、当初は、一気に資材等を含めましてさまざまな依頼などが殺到し、本人たちも戸惑った部分、そして困惑した部分もありましたので、海女クラブからの依頼を受けまして市が取材等の窓口となって、内容と言葉はちょっとあれですが、精査しながら、そしてできるだけ取材等にも同行しながら対応しているところであります。

ただ、市としまして、この新人さんたちの現在、かわい過ぎる海女、というような取材が多いわけですが、これだけではなくて、これまで伝統を守り続けてきました海女さんたち全体にも脚光を浴びるようなそういう配慮した取材、報道を要望しつつ、久慈市全体のPRにつながればと思っております。

もう一つ、海女フェスティバル、あるいは夏まつりの際の海産物の関係ですが、まず海女フェスティバルの際は、言いわけをしますと、当日予定していた分がやはりウニがとれなかった、ホヤがとれなかったという部分で、予定していた数の6割程度しか用意できなかった。そういう部分で午前中2時間程度ですべて海産物のほうは売り切れたような状況でございます。

また、夏まつりのほうにつきましては、同じ時期に同じ日に、漁協のほうで市場のほうで魚まつりもやっておりますので、そちらのほうにどうしても海産物関係のほうが出店が多くなる部分もあります。ただこれらにつきましては、やはりどうしても海女フェスティバルも港まつりも、久慈市の海のイベントでございますので、できるだけ海産物がそろえるような形で、今後いろいろな協議していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 畑中委員。

○畑中勇吉委員 観光施設全体でありますけれども、今回センタートイレが水洗化ということなんです、水洗化はもちろんですけれども、できたらシャワートイレぐらいのグレードの高いものを整備して、都会の方々が来たとき、こう心地よい感じでいろいろこう過ごされるように努力をすべきだろうというふうに思います。

それから、大変な若い海女さんが反響があるということなんです、これからも引き続き先輩の海女さんと若い海女さんのバランスをとりながら、でも若い海女さんのほうも結構人気があるようですから、そ

の若い海女さんのさらなるこの育成といいますか、人材確保と、それからその若い海女さんがこれからも十分に、その久慈市の顔となって活躍できるような条件づくりを進めていっていただきたいというふうに思います。

それから、三鉄のアイドル、モデルガールがおりますけれども、ああいうのについても、若い方々のコンテストなりを開いて、そしてその久慈市と市の顔となるような服装なんかもああいうのに見立てて、コンテストなんかを開いて、そして人選等をしてそしておやりになったらいいのかなという気がいたしますし、またそういう方々を、海女さんは海女フェスティバルのときだけじゃなくて、秋まつりとか、みなとまつりとか、その他の各種久慈市のいろんなその盛岡なり東京なりの各種イベント会場でのこの久慈市の顔として、十分こう生かしていけるような感じで進めればいいのかというふうに思いますが、その辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

それからもう一つ、私は先日の一般質問でイカについてのイベントの開催計画についてお伺いしたところ、7月の久慈のみなと・夏まつりに考えたいという話もありましたけれども、本当に身が固まっているイカがとれるのがちょうど9月の時期が、型もよくなったり、腑の入りも大きくなって味わいがある時期になると思うんです。ですから、できれば7月もいいんでしょうけれども、9月のイベントあたりでも何かこう上手に活用できるのであればいいのかなと。しかも、全然、活イカが上がっていないという話なんです、もし生きたイカが水揚げ等ができれば、大きな水槽にでも入れて見ていただいたり、残酷なようですが、それを新鮮なイカ等を都会の方々から味わっていただくというふうになれば、大変なまたこう観光としてのこの大きな要素も出てくるのかなというふうに感じますが、その点についてお伺いしたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 下館産業振興部長。

○産業振興部長（下館満吉君） それでは、3点ほどご質問をいただきましたので、お答え申し上げます。

海女センターのみならず観光施設はたくさんあるわけですが、そういったところのトイレ、そういった施設の整備をということでございますが、これにつきましても、やはりおいでいただいた方に気持ちよく使っ

てもらえるというのが第一前提になると思いますので、できるだけそういう方向で、またもちろん金のかかることとございますので、そういった財政も勘案しながら、少しずつでも手がけてまいりたいとこのように思っております。

あと、海女さんにつきましてでありますけれども、本日でしたか、きのうでしたか、三鉄さんの新聞記事にも載っております。衣装、そういったものまでも用意してというような今お話もありましたが、やはりこれまで培ってきた久慈の北限の海女という衣装もあのとおりあるわけでございますし、またそういったことを生かしながら、先ほど課長のほうからも答弁申し上げましたけれども、当然でありますけれども、これまで培ってきた先輩方の海女さんたち、そういった方々を含め、今現在20名ほどとらえておりますけれども、ぜひともそういう方々に若い人たちを育てていただいて、さらに若い海女さんたちがたくさん出られるような形で進めていければ大変いいなとこのように考えておりますし、また時をとらえながらことしも海女フェアというものが開かれると聞いております。そういったところにも先輩方、あるいは若い海女さんにも行って見ていただき、さらにはよそでの取り組み等にも関心を持っていただいて取り組んでいただければなと思っております。

ただ、各種イベントに海女さんを活用するというのも一つの方法ではあるかと思いますが、海女さん、ご案内のとおり8月・9月、2カ月間という、素潜りというんですか、部分はやっていただいております。それ以外の部分では企業にお勤めをしているということもございまして、そういった面も考慮しながらできるだけご協力をいただいて、市の観光PRにつながっていけばとこのように考えております。

もう一点、イカを活用したイベントということで、先日の一般質問では、久慈みなと・夏まつりにそういった部分で活用していけたらということで検討してみたいとご答弁申し上げました。委員から今お話がありました。イカは9月が一番いいんだとこのようにございまして、いずれにいたしましても、そういったものを生かしていく——海の幸を生かしていくという部分では必要なものだろうとこう思っております。ただ、これも八戸市でもイカでやられた経緯がある、あるいは全国には何カ所かあるようですけれども、そう

いったものもいろいろ検討しながら、どういう場面でどういう時期にどういうものをやられたら一番いいのか、今後とも検討して、そういったものが生かせるものであれば生かしてまいりたいとこのように考えております。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 城内委員。

○城内仲悦委員 第1点は、地下水族科学館もぐらんどびあの件ですが、この成果の説明書を見ますと、いやびっくりしたんですが、5万7,000人から6万5,000人にふえていると。その中で特に一般の方が3万4,000人から4万2,000人までふえて、7,000名を超える方がふえていまして、20.58%ふえているということで、ちょっとこの数字でびっくりしたんですが、このふえた要因ですね。しかも一般客がふえた要因について、第1点はお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、その土風館の関係でちょっとお伺いしたいんですが、実は、昨日聞いた方がいらしたかと思いますが、NHKの80ちゃん号がお昼時間、土風館に来ましたよね。何人お聞きになったかわかりませんが、私は以前から聞いておましてちらっと前を通りましたけれども、四、五十人というか、いたようでしたが、ここで久慈の琥珀をメインにやっておりましたが、出てきたのが久慈琥珀株式会社の方だけでした。琥珀関係は、久慈には久慈琥珀と上山琥珀さんもいらっしゃるわけですけど、その辺の実際掘っていらっしゃる方も含めているわけですが、このコンタクトは観光協会がとったのか、それとも市も若干かわったのか、このNHKのラジオの生放送にですね。その辺をちょっとお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

きょうは一戸に行っていますが、明日は滝沢というふうに岩手県内を1週間かけて回るということで、先週は青森県でしたけれども、ちょうどお昼時間の番組でして、生の番組でございますから、非常にいい久慈市を紹介する番組だったというふうに思います。その辺のどなたがコンタクトをとってこのなされたのか、久慈市に来たのか、それとも観光協会かどこかに来たのか、お聞かせいただきたい。

それから、9月10日に、胎内市の課長さんが来て、課長さんだったか、もっとえらい人が来て、グリーン・ツーリズムの勉強会をする予定になっていますね。

これ先日チラシを見たんですけれども、胎内市といってもぴんとこないんですね。やっぱり括弧して「グリーン・ツーリズムの先覚者」とか、そういったことをこう宣伝文句なり入れないと、何で胎内市ってちょっと聞いたことがないと人が多いと思うんですけれども、新潟ですよ、たしかね。ここは合併して胎内市になったけれども、その以前、ちょっと今ど忘れしましたが、たしか町か村だったんですが、その村が物すごいグリーン・ツーリズムがやられてて、そこで市町村合併して胎内市になったんですけれども、その胎内市からなぜ来るのかというのが見えなかったものから、そうった意味ではここはこういう自治体ですよ、そういう特徴がありますよというのをこうチラシの中にも一字あれば、関心のある方は大いにいらっしゃるといふふうに思うんですけれども、その点の工夫があってもよかつたんじゃないかというふうに思うんですが。これからでも遅くないわけですけれども、ただ時間がないですから、いずれそういった点での工夫が一つは必要ではないかなというふうに思っています、お聞かせください。

もう一つは、土風館の駐車場の関係でございます。

あそこは、小型がとまるるところと大型の駐車場がありますが、大型の駐車場がかなり空いているんですよ、日中とか。ああいった際に使用できるようにすべきではないかというふうに思うんですが、そういったところ、委託先とところの関係の中で、乗用車、単車、小さい車を停めるほうのいっぱいになっていたときに、観光バスが来る時間帯というのはかなりこう決まっているし、大型のトラックが停まる時間というのは朝方とか決まっているわけですが、そういうその空いている時間については、利用してもいいとかということをこう柔軟にやらないと、せっかく駐車スペースはあるのに停められないと。

もし大型が来れば、来た段階で放送してその駐車を移動してもらえばいいわけですから、そういった狭い駐車場の中で活用できる方途について、そこは考えていただきたいなというふうに思いますが、お聞かせください。

○委員長（高屋敷英則君） 一田商工観光課長。

○商工観光課長（一田昭彦君） まず、もぐらんぴあの入館数の増加の要因ということでございますが、これは大きな要因は、20年3月、昨年3月のもぐらん

ぴあリニューアルによりまして、それがかなりのお客さんに来ていただいたものと考えております。ただ、それ以外、久慈市は他の市町村、沿岸市町村は、いわゆる昨年の地震の風評被害とか、そういう部分で軒並み1割以上減しておりますが、久慈市は土風館のオープン、そこに立ち寄っていただいたということもありまして、土風館だけじゃなくて、平庭高原とか琥珀さんとか、そういうような施設も若干ふえております。そういう部分で土風館に来ていただいた方がそのままもぐらんぴあに行くとか、琥珀資料館とか、そういう部分に流れている部分もあろうかなと思っております。

次に、土風館での生放送、NHKの部分ですが、これはNHKの企画で実際は観光物産協会が対応したということで、市のほうはちょっとそこら辺の情報にはちょっとうかつた部分でもう少しいろいろ情報等を共有すればよかつたかなと思っております。そういう部分で、満遍なくいろいろな特産品を紹介できるような形になればと思っております。

あとは土風館の駐車場でございますけれども、現在も土風館の運営会議というのがありますけれども、そういう部分でいわゆる大型駐車場の活用ということが常に話題に乗りまして、その大型駐車場、山車創作体験館のほうの大型の部分につきましては、可能な限り職員が状況を見て車を停めるような誘導をします。ただ土風館側のほうの大型部分については、やはり最低限二、三台ぐらいの大型がいつ来ても停めれるような形で、その部分はあけておこうというような形で認識しておりますが、城内委員ご指摘のように、空いている部分もあろうかと思っておりますので、そこら辺は指定管理者の観光物産協会と、もっと小まめに状況を把握しながら対応するよういろいろ指導したいと思います。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 蒲野交流促進課長。

○交流促進課長（蒲野喜美男君） 城内委員さんからご質問がありました9月10日の胎内市の課長さんのおいでになっての研修会の件でご回答を申し上げます。

これにつきましては、先ほども私がお話をしましたけれども、教育旅行のさらなる推進、あるいは拡大というふうなことで、受け入れ農家の育成、現在受け入れしている農家のスキルアップの向上というふうなことを目的に企画・計画いたしました。

ただ、委員さんがおっしゃるとおり、工夫が必要だったというふうなものは、私のほうでも認めたいと思いますので、今後はいろんな形で検討しまして、関係者のみならず周知できるような体制で皆さんにお知らせして、このような研修会を計画していきたいと思っております。

それから、なぜ胎内市なのかというふうなことから、うちのほうでいろいろ教育旅行の関係で情報提供等いただいております日本修学旅行協会という組織がございます。当市も加入させていただいておりますけれども、その機関に対しまして、どこか勉強できるようなところがないのかというふうな紹介をしたところ、新潟県のこの胎内市がいいよというふうなことでご紹介いただきましたので、交渉しましてご理解いただきまして、胎内市の実際担当しておられます課長さんのほうから、おいでいただいて講演会を、研修会を開催することといたしましたので、そういうふうなことでございます。

いずれ委員さんがおっしゃるとおり、周知方法につきましては、もっと工夫して取り組みたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（高屋敷英則君） 城内委員。

○城内仲悦委員 今の胎内市の件ですが、スキルアップ、レベルアップしていきたいということの取り組みだということでございますから、そういった意味から、山から海のほうにもということですから、ぜひこれはそういった方面にもきちっとお知らせをして参加してもらおうということが大事だろうというふうに思いますので、その点はぜひよろしくお願ひしたいと思います。

もう一点は、このNHKのラジオの関係で協会がやったということですが、なかなか市のほうではしっかりとした対応ができなかったということですが、やっぱりこういう点は、私ね、せっかくNHKが来て生のをやるときに、全く市の担当課のほうがかかわっていないということは、非常に残念なことですよ。本当に。だからそういった点では、ラジオなら毎日流れているわけですから、そういった意味では情報もあるだろうし、ぜひこれはつかんで、観光協会があるからじゃなくて、やっぱり市も当然この土風館は、市挙げてつくっているわけですから、そういった意味では、せっかくの全国放送があるときに、やっぱり知恵も出し合っているものをやっぱり全国に発信していくということ

が、私は必要だと思うんですよ。せっかくのことですから、そういった点ではやっぱりアンテナを少し高くしていただきまして、そうした対応をしていただきたいですが、部長さん、どうですか。

○委員長（高屋敷英則君） 下館産業振興部長。

○産業振興部長（下館満吉君） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

第1点目は、胎内市の関係でございました。委員さん、よくご存じの胎内市、合併しての胎内市になっております。いわゆる山・里・海を持った市になったということで、この胎内市も行政が主体となってこの教育旅行、グリーン・ツーリズムを推進しているという地域でございまして、非常に躍進的にこう発展しているところでございます。そういったことで、今回おいでいただくということですので、ぜひお話を聞いて参考にして、さらに個々の拡大を図ってまいりたい。内外の交流人口の拡大を図ってまいりたいとこのように考えております。

もう一点のNHKのラジオ放送の関係でございませうけれども、お話のとおりであるとそのように思います。ただ、一つ言えるとすれば、放送事業者、あるいはメディア関係、何もない最初の接点その他については、必ず当方、観光課のほうに連絡がすべて来るんでありますけれども、もう何回か来始めて、そういった団体があつてこうだとなると、直接そちらのほうに連絡を取り合つてやるというケースも多々ございます。したがって、そういうときに今回であれば、観光物産協会、そういったところとやられたというふうに私も承知しておりますので、そういったところから常にかう情報の共有化ができるような体制づくりをしておくというのが非常に大事になってくるだろうとこのように思いますので、今後そういう形で取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○委員長（高屋敷英則君） 澤里委員。

○澤里富雄委員 先ほど海女の話が出たものですから、突如手を挙げましたけれども。海女さんの話ですけれども、二十数ぶりということで大変な反響があるということも先ほどお話の中でありました。その中で、先ほど部長さんの話の中で專業を持っているというようなお話がございました。これは、8月・9月の期間限定の海女にかかわる事業が多いということでもあります

が、その場合、やっぱり勤め先の配慮、必ずしも日曜日とか、そういう日曜日だけのイベントじゃない機会もあると思うんですけども、その勤め先への配慮、出てもらえるような——平日でも出てもらえるようなその配慮というのにも必要ではないのかなと思います。

それから、もう一人の方、岩手日報の人の欄でしたか、あれに載ったもう一人の方は、たしか専門がないというような形で書いてあったような気がしましたがけれども、その場合ですけれども、仕事がないというのはやっぱり不安定なわけですけども、そこでは例えばその雇用対策費とかそういったのを利用した商工観光課に臨時職員とか、そういった形で採用して、やっぱりこの生活の裏づけというのをしっかりした状態でその大事に育てていくというような方向も必要でないかなとそうのように感じたところであります。

久慈市の白樺、それから琥珀、海女というこの大きなキャッチフレーズの中にある海女さんでありますので、商工観光課でいろんな形で何というか、使えるというのはちょっと言葉が悪いんですけども、いろんなそのPRのためには、何かいろんな方法があるのじゃないかなというような気がしますが、再度その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 下館産業振興部長。

○産業振興部長（下館満吉君） 海女さんについてのご質問にお答えをしたいと思います。

委員お話のように、1人の方がいわゆる民間企業にお勤めということで、これにつきましては、先日実はいろんな先ほど課長からもお話を申し上げましたとおり、取材が今殺到しております。本当に日テレから韓国の文化放送から、イギリス、アメリカの果てまでいろんなところから写真も欲しいとか、いろんなものが来ております。

そういった関係で非常に土日のみならず、平日にも対応しなければならぬという部分がございますので、課長と共だっって会社のほうにお邪魔をさせていただきまして、こういう今現状にあるし、ご理解をいただきご協力願いたいということでお話を申し上げたら、快く久慈市の観光PRのためでもあるし、いろんな部分でそういう形で休みを与えていくようにしたいという大変ありがたいお言葉もいただいてまいりました。しかしながら、これがすべてすべてそうだとするわけにはなかなかいかないと思いますので、できる範

囲でとにかくご協力願いたいということで、快くご承諾をいただいていたところでもあります。

もう一方につきましては、委員お話のとおりでございます、専門、特に今のところはないということでございますので、我々とすれば、例えばこれからの観光PRのとかいろんな部分で、もぐらんぴあですとかさまざまな部署が場所があります。そういったところで観光PRの案内役であったりとか、そういった部分でいわゆる海女をしていない部分で活躍できる場があるとすれば、ぜひそういったものを模索しながら、そういったところでご活躍をいただけるような形で考えてまいりたいとこのように思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 畑中委員。

○畑中勇吉委員 先ほどの質問ちょっと漏れがありましたので、お伺いしたいと思います、侍浜の国立公園なり、観光施設の案内看板についてなんですけれども、市の管轄する案内看板については、いち早く修正といえますか、いただいたわけでありますけれども、県の関する遊歩道関連とか、その辺の施設の看板がまだこう修正されておられないんですよ。遊歩道の矢印型の案内表示、それからカラーで大きい板で表示されている観光看板——案内看板ですね。これについては県のほうの関係ですから、市のほうではもう手が届かないのかですね。いずれ市のほうは直って、県のほうの看板がそのまま、見るほうも、それから来た観光客にもやっぱり現行のほうがいいだろうというふうに思いますので、その点、今後の取り組み方についてお伺いしたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 一田商工観光課長。

○商工観光課長（一田昭彦君） 今、委員ご指摘の部分は、キノコ屋さんの関係になりますでしょうか。侍浜の看板等につきましては、市で対応できる部分は、市のほうで現状にあわせて改善したところであります。ただ、基本的には民間の部分は民間でという部分もございまして、県のほうにも要望はいたしますけれども、そのような点もご理解いただきたいと思います。

なお、看板、あるいはそれ以外につきましても、遊歩道関係につきましても、侍浜地区のほうまだまだ未整備の部分がありますので、これらにつきましては、自然保護管理員を配置しておりまして、その方から報

告いただいております。また、担当、我々もちよくちよくまではいかないんですが、何回か遊歩道を歩いたり、そういう部分で見えておりますので、目についた部分、あるいは聞いた部分につきましては、できるだけ利便性が向上するように対応したいと思います。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 2点お尋ねいたします。

1点は、土風館にかかわって、先ほど来、論議されているように、4,000万の委託料を支払ってお願いしているわけですが、この先般の答弁でも、周辺商店街の波及効果は、なかなか進んでいないということでしたけれども、その本体のこのあそこに入っておられるテナントの方々の目標——それぞれ売り上げ目標ですね、お持ちになってそれぞれに入って頑張っておられると思うんですね。そういう点では、総体としてそのテナントの方々のそういう目標と売り上げとの関係では、うまくいいますか、あっているのかですね。あるいは予想以上になっているのか。その辺の総体的なもので結構です。お聞かせください。

それから2点目は、この住宅リフォームにかかわって、20年度までのやつは資料でいただいて所持していますが、今年度ですね、進捗状況がどうなのか、そしてもし事業半ばにして予算が枯渇といいますか、不足する場合には補正で対応して要望にこたえていただけるのかどうか。その点をお聞かせください。

○委員長（高屋敷英則君） 一田商工観光課長。

○商工観光課長（一田昭彦君） 土風館の関係でございますが、周辺商店街の波及効果、もう少し波及効果があればいいと思っているところであります。

また、土風館の入り込み数は、昨年にご承知のとおり57万3,000人をクリアした形、64万人という入り込みですが、テナント自体のいわゆる売り上げにつきましては、おおむね目標額の7割程度と聞いております。客1人当たりの単価が予想されたよりも少ないということで、今後も売り上げのほうにいろいろ頑張りたいと思います。

また、住宅リフォームのほうにつきましては、例年50件ぐらいの申請で、大体予算額の500万ぐらいぎりぎり使っている形になりますが、ことしは申請額が、申請件数ももう既に60件ぐらいになっております。超えております。ということで、だんだん底をつき始め

てきていましたので、またそういう部分での追加なりもお願いする場合もあろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を打ち切ります。

~~~~~

#### 散会

○委員長（高屋敷英則君） この際、お諮りいたします。本日の審査はここまでとし、以降はあす9日審査を行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高屋敷英則君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

午後4時04分 散会